

# 平成20年度第5回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成20年10月13日(月・祝) 9:00~13:37
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	山本和夫委員、有高芳章委員
傍聴者	175名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、NHK、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ、静岡放送、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、清田企画部長、鈴木財務部長、尾高環境部長、織田村都市計画部長、中津川農林水産部長、水野公園緑地部長、福田生活文化部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

## 会議の概要

1. 平成20年度第5回の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 外郭団体分科会のとりまとめ役である岡崎委員から、浜松市の外郭団体22団体のうち、第4回審議会で審議した7団体及び今回個別に審議を行なう3団体を除く12団体について、それぞれの概要と問題点を一括して説明した。
3. (財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社、(財)浜松市文化振興財団、(財)浜松市清掃公社のそれぞれについて市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

## 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
  - (1) 外郭団体12団体の概要及び問題点について  
(財)浜松国際交流協会、(財)浜松市体育協会、(社福)浜松市社会福祉協議会、(社福)浜松市社会福祉事業団、(社)浜松市シルバー人材センター、(財)浜松観光コンベンションビューロー、(財)浜松市勤労福祉協会、(財)浜松市公園緑地協会、(株)なゆた浜北、(株)杉の里、(社)引佐自然休養村公社及び(株)フォレストみさくぼについて
  - (2) (財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について
  - (3) (財)浜松市文化振興財団について
  - (4) (財)浜松市清掃公社について
4. 閉会

## 会議の経過

### 1 開 会

#### 事務局長

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第5回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。それでは座って進めさせていただきます。

本日は有高委員、山本委員が所用により欠席のため、委員8名により開催します。本日も前回に引き続き外郭団体について審議するため、それぞれの外郭団体を所管する飯田、山崎、花嶋の三副市長さんにご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

本日の次第ですが、はじめに前回の審議会では財団法人浜松市建設公社(建設公社)、財団法人浜松まちづくり公社(まちづくり公社)、浜松市土地開発公社(土地開発公社)について、「人、モノ、金」の流れが明確ではございませんでしたので、その補足説明をお願いすることとしておりましたが、資料精査に時間を要するため、次回以降に改めて審議させていただくことになりました。ご了承いただきたいと思っております。

このため、はじめに外郭団体分科会のまとめ役である岡崎委員から、外郭団体22団体のうち既に審議済みの財団法人浜松市医療公社や浜松都市開発株式会社(都市開発=フォルテ)などの7団体と、本日個別に審議を行う財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社(フラワー・フルーツパーク公社)などの3団体を除く12団体について、勉強会を踏まえての各団体の概要と問題点等を説明いただきたいと思います。その後でフラワー・フルーツパーク公社、財団法人浜松市文化振興財団(文化振興財団)、財団法人浜松市清掃公社(清掃公社)の3団体について個別に審議します。

それでは早速審議に入りたいと思っております。これより議事の進行は鈴木会長が議長となりまして会議運営を行なっていただきます。鈴木会長よろしくお願いいたします。

#### 山崎副市長

その前に、先ほどお話がございましたように、9月21日の審議会でも色々ご審議いただきました建設公社、まちづくり公社、土地開発公社につきまして今回審議いただくということで資料を調整していたところですが、それぞれの課題の整理が十分できず、誠に申し訳ありませんが今回の審議会に資料作成が間に合いませんでした。もう少しお時間をいただければとお願いしているところでございます。よろしくお願いいたします。

### 2 会長挨拶

#### 鈴木会長

おはようございます。それでは平成20年度第5回行財政改革推進審議会を開催したいと思います。今、話がありましたようなことですので、建設公社、まちづくり公社、土地開発公社は先送りいたします。

### 3 議 事

#### ( 1 ) 外郭団体 1 2 団体の概要及び問題点について

(財)浜松国際交流協会、(財)浜松市体育協会、(社福)浜松市社会福祉協議会、(社福)浜松市社会福祉事業団、(社)浜松市シルバー人材センター、(財)浜松観光コンベンションビューロー、(財)浜松市勤労福祉協会、(財)浜松市公園緑地協会、(株)なゆた浜北、(株)杉の里、(社)引佐自然休養村公社及び(株)フォレストみさくぼについて

#### 鈴木会長

本日の議題は前回に引き続き外郭団体です。岡崎委員に外郭団体をとりまとめていただいておりますので、12団体の概要と問題点をまずお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 岡崎委員

行革審は浜松市の外郭団体22団体を審議することにしております。このうち、前回審議会で7団体を審議しました。本日はフラワー・フルーツパーク公社、文化振興財団、清掃公社の3団体を取り上げます。残りの12団体につきましては審議時間の都合から勉強会での議論を踏まえまして、私これから概要や問題点を一括して説明させていただきたいと思います。

**財団法人浜松国際交流協会(国際交流協会)**から説明させていただきます。国際交流協会は多文化共生の社会づくり、国際理解、交流の推進に取り組んでいます。そのため在住外国人の方への支援として日本語教室や母国語での相談、市民活動への支援として国際ボランティアの研修や多文化ソーシャルワーカーの養成を行なっています。

総収入約8,044万円のうち浜松市から4,596万円をもらっていて、依存度は57%と説明されています。これは主に浜松市国際交流センター(※平成20年度からは浜松市多文化共生センター)の運営受託料です。ところが、国際交流協会は国の文化庁から日本語教育について事業の委託も受けており、これを含めると市と国から合わせた収入は約70%を占めます。財務面からは、役所からの請負が主な活動とも読めます。市の出資比率は42.4%で、この他に静岡県、50社を超える企業、多くの個人の方々や団体から寄附をいただいて国際交流協会の基礎が成り立っています。こうした寄附の意思を生かすためには、国際交流協会の自主事業が、多文化共生の社会づくりに貢献することが必要ではないでしょうか。それが評価されれば会費収入、講座参加料、事業収入が増えて国際交流協会の存続基盤も強化されます。役所の下請けに埋没することなく、国際交流の草の根的活動を浜松全市民で盛り上げていただきたいと思います。そのためには浜北、天竜、舞阪、雄踏、細江、引佐、三ヶ日等の旧市町の国際交流協会との統合も視野に入れてくださるようお願いします。

次に**財団法人浜松市体育協会(体育協会)**です。体育協会の活動は、「主な事業内容」に記載のとおりです。スポーツ普及に関する教室や大会の開催、スポーツ団体に対する活動助成など傍聴の方々のイメージもこれに近いと思います。ところが体育協会の総収入11億9,000万円のうち64%、7億6,600万円は体育施設の指定管理者業務による収入で、市からの委託料と施設の利用料金の合算額です。体育協会は施設管理者という面も持っているわけです。体育協会は浜松アリーナをはじめ、22の体育施設の管理運営を受けております。施設管理は民間でもできる仕事ですので、業

者の選定は公募による競争が原則です。現在はかわな野外活動センターのみ他との競争がない非公募ですが、21年度からは公募の予定と伺っております。施設の指定管理は今後も公募となるよう市には徹底していただきたいと思っております。また体育協会は役員数が71名と非常に多いのが特徴です。理事が19名、監事が2名、評議員が50名です。このうち評議員の方は報酬なしで就任いただいております。これだけ役員数が多いと理事会、評議員会で発言をされない方も多いのではないのでしょうか。理事会、評議員会で活発な議論が起きるような数にすべきでないかと考えます。いかがでしょうか。

次は**社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(社会福祉協議会)**です。社会福祉協議会は旧浜松市では、自治会で会費を集め、地域福祉事業に携わっていただいておりますが、事業活動などについては馴染みのない方も多く思っておりますので、まず概略を説明させていただきます。

総収入は年間22億円となっておりますが、このうち社会福祉協議会の中でお金が行ったり来たりしている内部取引が2億5,000万円ほどあります。それから前年度からの繰越金、いわゆる貯金の4億円が含まれております。民間の感覚でいきますと22億円からこれらの約6億円を差し引いた年間約16億円の仕事をしているといっていると思います。16億円の内訳を見ますと、老人福祉センターなど市の福祉の仕事として10億円。在宅福祉で介護保険関係が3億円。会費、募金、寄附などの市民の浄財が2億円。その他が1億円です。在宅福祉は民間の福祉サービス事業者もあります。その中で社会福祉協議会は、中山間地域など民間の参入が難しいところの福祉を担っています。こうしたところも民間のサービス事業が育てば、社会福祉協議会は撤退します。市民が社会福祉協議会に浄財を寄せるのは、ボランティア事業への支援や、中山間地域での在宅福祉事業など公的制度や民間サービスでは対応が難しい福祉に社会福祉協議会が活躍してくれるという期待があるからです。これからもぜひ社会福祉協議会でしかできない事業に力を注いでいただくようお願いいたします。

また、市民に負担をしていただいております会費が旧市町村で異なっております。これは「ひとつの浜松」ですので会費の統一をすべきであると考えます。ちなみに会費の差は100円から1,200円まで広がっています。

次に**社会福祉法人浜松市社会福祉事業団(社会福祉事業団)**です。社会福祉事業団は浜松市発達医療総合福祉センターの管理運営を行なっています。このセンターは障がい者の福祉向上のため、相談、医療、リハビリ、自立支援など、様々な内容の施設を整えた総合的なセンターです。社会福祉事業団は発達医療総合福祉センターの運営のために設立され、総収入の93%が市から入っていることから、実質的には市の直営です。市の施設の運営委託は原則として公募とすべきですが、障がい者福祉のための専門職を配置して事業を行なうということから、社会福祉事業団の随意契約は容認できるものと思っております。事業団の財政状況は、職員の退職金の積立が4,000万円ほど不足しております。これは決算書の中に表れていない隠れ債務です。市が健全財政と胸を張るのであれば、実質直営である外郭団体の財政状態を適正にしていきたいと思っております。

次に**社団法人浜松市シルバー人材センター(シルバー人材センター)**です。シルバー人材センターは高齢の方が知識、経験を生かし、臨時で短期のアルバイト的な仕事に就くための機会を確保するために仕事の斡旋をする団体です。シルバー人材センターの運営には会員の年会費2,000円、仕事の斡旋に伴う7%の事務費収入、市の補助金8,000万円、国からの補助金4,000万円を充てております。18億円の総収入がありますが、そのうち15億円は実際に仕事をされた高齢者へお渡しするものです。市からの委託3億9,000万円は駐車場の管理、草刈り、賞状書きなど多くの仕

事をお願いした結果です。19年度のシルバー人材センターは、事業活動で2,260万円の黒字でした。そしてシルバー人材センターにはこれまで貯めましたお金が2億円あります。シルバー人材センターは社団法人で儲けを出す必要はありません。職員の退職金や減価償却など将来の引き当てをきちんととって、その上でも黒字であるなら、市の補助金8,000万円を見直すべきと考えます。シルバー人材センターの存続が危ぶまれることがあってはなりません、必要以上にお金を貯める必要はありません。財政状況を十分精査した上で補助金の削減を検討すべきだと思います。

次は財団法人浜松観光コンベンションビューロー(観光コンベンションビューロー)です。観光コンベンションビューローは、平成9年に浜松コンベンションビューローが浜松市観光協会を統合してできた団体です。観光客と、コンベンションと呼ばれる国際会議、大会、展示会など様々な会議を呼び込んで、浜松で人・モノ・情報が交流し、同時に浜松のことも世界に発信しようという事業活動を行っています。これは市としても重要な施策と考えていて、商工部観光コンベンション課が観光客とコンベンションの誘致、企画部企画課がシティプロモーション事業に取り組んでいます。浜松観光コンベンションビューローは会費収入と資産運用の利子がそれぞれ約800万円ずつありますが、それに対して市からもらっているのは1億200万円です。収入の大半が市からですので、市と一体となって事業を行なう団体と言っていいと思います。そうしますと浜松観光コンベンションビューローと市の商工部観光コンベンション課と企画部企画課との重複による無駄はないでしょうか。コンベンションシティとして都市を売り込むために、業務の一体化を視野に入れ、事業内容はそれに伴う事業費を精査していただきたいと思います。

次は財団法人浜松市勤労福祉協会(勤労福祉協会)です。勤労福祉協会は城北にあるUホール、船越町のアイミティ浜松、浜北勤労青少年ホームの3ヶ所の施設管理と勤労者共催事業を行なっています。3ヶ所の施設管理は全て公募による競争で、市から管理を請け負っています。これからも市には公募による指定管理者の選定を行なっていただきたいと思います。

勤労者共済事業ですが市内の中小事業所1,019事業所、会員11,706名が加入されています。同様な事業は商工会議所も行なっています。共済事業では会員に結婚祝金や傷病見舞金を渡す慶弔給付の事業があります。その他に健康増進のためのスポーツイベント、自己啓発のための文化教室、割安チケットの斡旋など多くの事業がなされています。勤労福祉協会の収入4億円のうち施設管理に関するものが1億1,000万円、共済事業が2億9,000万円です。市が出している1億円は施設管理料が6,500万円、共済事業の補助金が3,500万円です。この補助金3,500万円は、共済事業を運営する職員の人件費とほぼ等しい金額となっています。市内には中小企業が3万6,221事業所あり、従業員も30万1,499人いらっしゃいますので、現在の共済事業への加入率は従業員数ベースですと3.9%なんです。ぜひ参加率をアップさせて、市からの補助金を少しでも減らせるようにご努力をお願いいたします。福利厚生については給料で報いることにするなど会社側と働く人の考え方も時代と共に変化しておりますし、時代に即した内容となっているかどうかご検討をお願いします。

次は財団法人浜松市公園緑地協会(公園緑地協会)です。公園緑地協会は花と緑のまちづくりを推進する団体です。財団法人ですので緑化推進は基本財産1億円を運用した利益で行なうことになっています。ところが1億円の資産の運用益は低金利により年52万円です。そこで浜松市から公園や街路樹の維持管理を5億7,570万円を受け、他にも民間の仕事をするにより、6億5,700万円の収入をあげ、その利益からフラワースタンドの維持管理や花いっぱいコンクールの開催など

公益的な事業を行なっています。浜松市から受けている仕事5億7,570万円のうち1億1,300万円が、南区にある緑化推進センターの委託3,500万円、三方原墓園3,000万円など競争のない随意契約です。21年度からは緑化推進センターの管理を公募する予定があり、市は随意契約はなるべく競争とする考えで、行革審としてもこれをお願いしております。このようにこれから競争が厳しくなっていくので、業務改善と経営基盤の強化を一層進めるようお願いしたいと思います。

次は**株式会社なゆた浜北(なゆた浜北)**です。遠州鉄道の浜北駅前に、旧浜北市が建設した再開発ビル「なゆた浜松」があります。ここには「なゆたホール」や浜北図書館などの市の施設と、住宅施設としてのマンション、それに21区画のテナントからなる商業施設があります。なゆた浜北は商業施設部分の不動産を所有しているテナントの大家さんで、賃貸収入が3,700万円あります。また、なゆた浜北はビル管理会社として、建物共用部分と市施設の管理清掃警備などの業務を請け負っていて、この収入が約1億円あります。1億円のうち浜松市は浜北図書館の施設管理費として1,100万円を払っています。なゆたホールは文化振興財団が管理を請け負っていますので、文化振興財団が管理費を払っています。なゆた浜北は役員1名、職員1名、パート3名の会社で、実際の管理業務は日本管財という会社に7,000万円で委託しています。その他の収入として、にぎわい事業イベントを浜松市から300万円で受けています。財務面では累積損失はなく、手持ちの預金も1億2,600万円もありますので、当面の会社経営には問題ないと思われそうですが、浜松市が商業施設の大家とビル管理会社を経営するのはいかなるものかという印象があります。民間に譲渡するという選択肢はないでしょうか。この辺もご検討をお願いしたいと思います。

次は**株式会社杉の里(杉の里)**です。船明ダム湖畔にある市立自然体験センター「湖畔の宿」の管理運営のため、市が50%出資して設立した会社です。「湖畔の家」は小学校から大学生までが宿泊訓練や合宿に利用しています。22年度まで「湖畔の宿」の指定管理者として杉の里に非公募で業務委託をしております。委託料は年652万円です。指定管理は公募とするよう市には重ねてお願いをします。また、この会社も市が株主である必要があるのでしょうか。民間への株式譲渡も検討してみたいと思います。

次は**社団法人引佐町自然休養村公社**です。この公社は地域の観光農林業の振興を図るため、都市と農村の交流事業などに取り組んできました。第1次行革審では事業実施の必要性は認めにくいことから、事業を清算し、組織を解散することを答申しました。これを受けて公社は20年3月に解散しました。最終的な清算内容は確定した段階で公表することをお願いします。

最後に**株式会社フォレストみさくぼ**です。この会社は平成5年に設立され、国産材の加工販売やプレカット加工などを主要事業として行なってきました。しかし経営が改善しないことから、第1次行革審で会社清算を答申しました。会社は地元の協同組合へ機械設備などを無償譲渡し、事業は継承するとともに、20年1月から会社の破産手続きを開始しました。市は契約にもとづき、金融機関に対して3,400万円の損失補償をしています。今後手続きを完了した段階で最終的な清算内容の公表をお願いします。以上です。

## 鈴木会長

岡崎委員さんどうもありがとうございました。全部まとめてやると混乱しますから、一番始めの外郭団体、国際交流協会からひとつずつやっていきたいと思えます。

今、話を聞いていて感じたことは、市の依存度がどの外郭団体も高いということがひとつ言えますね。

それからどうも随意契約が多い。また、外郭団体の色々な過去の債務である引当金をとっていないという不健全な部分がある。株式会社で商業施設の大家さんをするというようなことは、時代が変わって市がやるべきことではないのではないか。そんなこともあるし、それから理事とか評議員の数が非常に多い外郭団体があると同時に、日当も3,000円から1万1,300円というようにそれぞれが統一しないで決めていらっしゃる。話を聞きながら私はそんな点を感じましたが、外郭団体分科会の委員の方々にご意見をお願いしたいと思います。個別でなくて、まとめて全般的な問題でも結構です。

#### 井出委員

個別で社会福祉協議会についての意見です。私も社会福祉に関する仕事に関与しておりますので、身近に感じている部分もありますが、先ほどまとめ役の岡崎委員から社会福祉協議会でしかできない事業に力を注いでほしいというお話がありました。一方で市内には高齢者、障がい者などの在宅の生活を支援したり、就労を支援したり、社会参加などの援助を行なうNPO団体が存在しています。こういった団体はこの先も増加していくと思われれます。そうしますと、これまで社会福祉協議会が担ってきた役割のうちの大部分がこうしたNPO団体に委ねられてくるべきではないかと思えます。そうしたことも視野に入れて、社会福祉協議会でしかできない事業内容を改めて見直す必要があると考えます。同時に、社会福祉協議会には定款に掲げる活動を行なう経費として市から約2億7,000万円の運営費の補助金が交付されています。そうしたことも自覚して事業を推進していただきたいと思えます。

#### 鈴木会長

はい。ありがとうございました。他にご意見は。

#### 秋山委員

全体で22ある外郭団体の中で12団体をまとめてということなので、今、岡崎委員さんから説明のあった内容で私としても十分納得しています。外郭団体分科会の委員の意見としては特に追加はありません。

#### 鈴木会長

では私から。最初の国際交流協会の問題というのは何かと言うと、やはり総収入約8,000万円のうち市の支出が約4,600万円、57%で、市からの委託をかなり受けている。国からの約1,000万円も合わせると約5,600万円、70%ぐらいになります。それから資本金に該当する基本財産の金額も、約3億5,000万円のうち市が1億5,000万円を出捐している。県の出捐も含めると5割以上になりますね。収入は市と国から出ているということですから、完全に公益的な団体で、役所から仕事を請け負っている感じになっている。そしてほとんど市からの委託が随意契約になってしまっているんです。この辺を改める必要があるのではないか。それから行政代行をやっている嘱託職員、パート、常勤役員の給与もきちんと明確にしておく必要があると言えます。多文化共生の社会づくりに貢献して、収入がどんどん会費で入ってくるということを考えていかないと。補助金をいつまでも頼りにするのではなく、自主独立を考えていくことが必要ではないでしょうか。だから会費だとか講座の参加料の収入を増やして、市の補助金を減らしていくことが必要です。それから先ほども話がありましたけども、浜

北、天竜、舞阪、雄踏、細江、引佐、三ヶ日にある各地の国際交流協会をどうするかという基本方針を出して、統合して一つの国際交流協会にすることが必要です。

体育協会についても、委託でやっているのが約7億円で、そのうち市の随意契約になっているのが約2億7,000万円あるということですが、この委託を見てみますと、財産管理というか不動産管理の手数料です。体育協会だけでなく外郭団体全般について言えることですが、みんな不動産管理の管理料で収入を上げるというやり方。だから不動産屋のおやじになってしまっている。これは少し気にかかることです。もっと改革をしなければならぬと私は思います。そういう点で、先ほど岡崎委員も言われましたけど、不動産管理が非常に多いことは改める必要があるのではないかと。それから先ほど岡崎委員からも指摘がありましたが、かわな野外活動センターの随意契約は今度公募にするということですから、これは間違いなくやっていただきたい。また、体育協会は役員が多い。71名はおそらく色々な種目から出ていただくということだと思いますが、理事会・評議員会と体育の種目別専門委員とを区別する必要があるのではないかと。何の代表、何の代表ということになるから増やしてしまう。理事会・評議員会は理事会・評議員会。それと区別して陸上なら陸上、野球なら野球、サッカーならサッカーという専門委員を作っておくということによって解決しないと。理事が19名で評議員が50名ということです。評議員の方も無報酬でやっていらっしゃるということですが、本当に50人が集まって意見を言い出したらきりがありません。専門委員で種目別にまとめていくことが必要ではないかと思えます。

社会福祉協議会は自治会で会費を集めているということですね。総収入は約22億円となってますけど実際の事業は16億円くらい。社会福祉協議会でしかできない事業に力を注いでいただくという注文が岡崎委員からついておりましたから、その辺もよく見極めていただきたい。それから会費の額が違っているという問題があります。先ほども話がありましたように浜松は100円で一番高いところは水窪町で1200円になっています。会費を統一しないといけない。浜松は世帯あたり100円か200円で自治会が集めるということですから、自主的というよりほとんど強制的になっているという問題もあります。これを改めてもらう必要がある。

次の社会福祉事業団も市の委託がほとんどで93%。この辺の管理をきちんとやっておく必要がある。驚いたのは職員の退職金の積立が4,000万円不足しているということ。後で表へ出るということになるから、これはちゃんとやってもらわないといけないと思えます。

シルバー人材センターも市と国の補助金が1億2,000万円あるわけですが、ここは職員の退職金の引当てや減価償却の引当てを全部していますね。それでなお黒字であるということであれば、市の補助金8,000万円を減らしていかなくてはならないのではないのでしょうか。または事業を拡大するほうに使っていくか、どちらかでしょうね。

観光コンベンションビューローも依存度が75%で、ほとんど随意契約になっている。この辺も直していく必要がある。それからやはり岡崎委員もお話になったように商工部観光コンベンション課、企画部企画課、そして観光コンベンションビューロー。民間にやってもらうと必ずそれを統括する課があつて二重管理になっているんです。だからこれは簡素化する必要があると思うんですよ。連絡窓口は必要だと思うんですけど、同じことを重複して管理するというやり方ではなくて、思い切って課を廃止して、観光コンベンションビューローにまとめるとか、どっちかにしないと。市にはこれが非常に多いんです。だからそれは統一をしていただきたい。

勤労福祉協会は、皆さんが入っていらっしゃって、商工会議所もやっている事業と重複している点



があるんでしょうかね。それにしても1,019事業所で約1万1,000人の方が入っていらっしゃる。どうなんでしょうか。会員に対する結婚祝いとか傷病見舞金という慶弔給付は簡素化する必要があるのではないですか。なにかすぐに結婚だ退職だということで給付するやり方は、こういう性格のものには必要がないのではないかと。それともひとつ思ったことは、市内には中小企業が3万6,221事業所ある。そのうちで入っていらっしゃるの約1,000事業所ということ。市内に勤労者は30万人いるんだけど、共済事業に入っているのは1万1,000人ということ。30万人のうち1万1000人ということで、入りたい人は入れという会なのか。入っていらっしゃる方は無くすなどおっしゃるし、無関心派は無くてもいいよということになってしまう。はじめをつけるべきだと私は思います。中小企業の皆さん方がやっていただくことについては賛成ですが、そうであれば全体の90%以上の方に加入していただかなくてはいけない。30万人のうち1万1,000人、3万6,000事業所のうち1,000事業所では少ないです。これをしていく必要があるのではないかと。

公園緑地協会にも随意契約があるということで、市の下請けをしている。私が思ったのは緑地の関係では民間業者がいるでしょう。それで公園緑地協会へは市の人が天下っているということですよ。民間との競合をどう考えるか。どんな状況か。民間にやらせたほうがいいのかもかもしれないし、特に浜北の辺りに多いのではないかと思います。そういう民間の方々の意見をよく聴取して、随意契約をやめていくべきではないですか。随意契約について少しお聞きしたいんですけど、「原則として随意契約にする」というと、これは原則だから例外があると行って例外が増えていくわけですよ。「全部公募とする。随意契約は一切やらない。」とうたってしまったらどんな弊害があるのか示していただきたい。それでどんな弊害も無いのなら、もう「原則として公募とする」の「原則」を入れなくて、「全て公募とする」と。特定のものを随意契約にするならそれだけ項目を出して、毎年見直すということ。これを公表するやり方で随意契約を全部やめていくのがいいのではないかと。

それから株式会社の話は、なゆた浜北にしても杉の里にしても、これを続けているとなゆた浜北はミニフォルテになってしまう。今のうちになんとかしないと。市が大家になる必要はないわけですから。なゆた浜北、杉の里、フォレストみさくぼ。もう解散するところもあるけど、こうして見ていくと、市にとって株式会社は必要ないということだね。都市開発のフォルテがそうであったことが典型です。だからどこかのチャンスで思い切って踏み切らないと。フォルテも踏み切ったのだからこの株式会社は踏み切ってください。その辺で一度よく報告を求めたいと思います。以上でよろしいでしょうか。ではこの議題を終わらして、次へ移りたいと思います。

## (2) (財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について

### 鈴木会長

次にフラワー・フルーツパーク公社についてです。フラワーパーク、フルーツパークは第3回審議会で、借地が非常に多く、しかもその借地が縞模様だということでこれは大変な問題だと。農林水産部に説明していただいた上でこちらから意見を述べたいと思います。よろしくお願ひします。

### 中津川農林水産部長

農林水産部長中津川です。よろしくお願ひいたします。フラワー・フルーツパーク公社について説明させていただきます。

まずフラワー・フルーツパーク公社の基礎データです。基本財産は5,500万円。100%浜松市の

出資です。フラワーパークが500万円、フルーツパーク5,000万円です。財政の依存状況ですが、フラワー・フルーツパーク公社の総収入18億4,800万円のうち、市の支出分は11億2,100万円となっていて、総収入の60.7%を占めています。

主な事業内容です。フラワーパークから説明させていただきます。一番目にフラワーパークの運営として、園の全般的な運営の他、隣接する動物園の入園に関する料金徴収業務を受託しています。二番目に花き園芸の維持管理ということで、展示用の植物の育成管理等を行なっています。三番目に施設設備の維持管理、四番目に売店・レストラン等の営業、五番目に花きの優良種苗の生産・配布で市から研究開発事業を受託しています。六番目に花きの栽培技術の指導として、園芸教室の開催、園芸の各種相談等を受けています。

フルーツパークの事業内容ですが、フラワーパークとほぼ同様となっております。フルーツパークは果樹の関係に関するものということで、資料の表のとおり五つの主な事業を行なっています。

収支等概要について、19年度の決算です。フラワーパークは主な営業収入として入園料、レストラン、売店の売上。使用料は駐車場の使用料あるいは遊具である観覧車等の使用料ですが、それらの合計が4億2,300万円です。それから市からの負担金の合計が3億200万円で、この内訳は公園の管理、市の建設負担金、市からの受託料、市からの交付金等です。支出は人件費1億7,000万円のほか、園の管理運営に必要な営業費、園芸費、維持管理費、大型イベント費の合計で2億800万円です。公課費(固定資産税)、借入金利息、長期借入金返済については市から受け入れた負担金から支出しています。支出の合計は7億7,200万円です。収入が7億4,400万円ですので、収支差額はマイナス2,800万円となっております。

フルーツパークについてです。収入の部では、主な営業収入である入園料、売店売上、イチゴ狩り、使用料で2億6,900万円。市からの負担金等の合計が8億1,900万円。収入の合計は11億400万円です。支出の部では、人件費1億4,700万円の他、園の運営管理に必要な営業費、園芸費、維持管理費、大型イベント費の合計が1億6,600万円です。公課費(固定資産税)、借入金利息、長期借入金返済については市から受け入れた負担金で支出しています。合計は11億1,700万円、収支差額はマイナス1,300万円です。この両園の収支差額は留保資金の取り崩しにより対応しています。

財源等内訳です。先ほど申し上げました事業項目ごとの内訳です。まずフラワーパークですが、運営に関わる4億3,800万円にはフラワー・フルーツパーク公社の法人管理費や借入金償還も含まれています。市の委託料の内訳は借入金の元利償還、公課費、派遣職員の人件費等があります。花き園芸の維持管理と施設・設備の維持管理につきましては、現地の維持管理にかかる費用のうち園芸に要するもの、設備に要するものに分けた事業費になっています。売店・レストラン等の営業に係る費用ですが、これは全てフラワー・フルーツパーク公社の自主財源で行なっています。

花きの優良種苗の生産・配布は委託料等で、市が委託しております研究開発事業90万円となっております。その他はフラワー・フルーツパーク公社の自主財源で新品種の導入・試作等を行なっています。花きの栽培技術の指導については、全てフラワー・フルーツパーク公社の自主財源で行なっています。

フルーツパークに関する財源等内訳ですが、フルーツパークの運営に要する事業費8億5,300万円に対して、市からの委託料は7億1,900万円が含まれています。これは借入金の元利償還、公課費等です。果樹園芸の維持管理、施設・設備の維持管理に要する経費2億100万円のうち市からは

1億円を園地管理費、農業振興施設管理費として支出しています。

果樹の栽培技術の指導は600万円で、自主財源で行なっています。

財務状況です。フラワーパークとフルーツパークを分けて説明させていただきます。19年度のフラワーパークの決算ですが、19年度におけるフラワーパークの経常増減額は経常収益5億3,100万円に対して経常費用が6億8,100万円で、差し引き1億5,000万円の減となっています。指定正味財産は基本財産の500万円で、増減はありません。正味財産残高は6億7,000万円となっています。

次にフルーツパークの財務状況です。19年度における経常収益は4億5,700万円に対しまして、経常費用が7億4,500万円。差し引き2億8,800万円の減となっています。指定正味財産は基本財産の5,000万円で、増減はありません。正味財産残高は18億9,200万円です。

次に貸借対照表です。資産のうちほとんどが建物、構築物、土地等の固定資産となっています。負債については固定負債のうち長期借入金13億3,900万円の内訳として、金融機関からの借入金が9億8,900万円。市からの借入金が3億5,000万円。この金融機関からの借入金は14年度に行ないましたリニューアル再整備工事によるものです。市の借入金は14年度の再整備工事の影響、また16年度の浜名湖花博の開催時において入園者が減少した際に運営資金として市が貸し付けたものです。資産の部から負債の部を差し引いた6億7,000万円が正味財産です。

フルーツパークの貸借対照表です。フラワーパークと同様、資産のほとんどが建物、構築物等の固定資産となっています。負債ですが、固定負債のうち長期借入金が17億7,100万円で、内訳として金融機関借入金が17億4,400万円、市からの借入金が2,700万円。この金融機関からの借入金はフルーツパーク建設時、平成5年の建設費用です。市からの借入金は16年度、フラワーパークと同様に、入園者が減少した際に運転資金として市が貸し付けたものです。差し引き18億9,200万円が正味財産となっています。

財産の状況です。フラワーパークですが、土地につきましては、フラワー・フルーツパーク公社の所有地は67筆でおよそ2万5,000㎡です。市の所有地は138筆でおよそ8万8,000㎡です。借地は270筆でおよそ18万7,000㎡あり、敷地面積の62.3%を占めています。この借地に関する土地の借上料は年約4,200万円で市が負担しています。建物35棟は全てフラワー・フルーツパーク公社の所有となっておりまして、延床面積でおよそ6,700㎡です。

フルーツパークの財産の状況です。土地について、フラワー・フルーツパーク公社所有の土地はありません。市の所有地は155筆でおよそ19万9,000㎡です。借地が127筆でおよそ23万㎡、全体の53.7%です。この土地の借上料は年約2,400万円です。建物は、フラワー・フルーツパーク公社所有のものが19棟、延床面積でおよそ6,000㎡。市所有のものが13棟でおよそ5,600㎡です。これは温室や種苗施設、また農業・農林業体験実習館等の建物で、フラワー・フルーツパーク公社に管理委託しております。市所有の土地、建物及び借上げた土地につきましては、市が園を設置し、運営管理業務を行なうためフラワー・フルーツパーク公社を設立した経緯から無償としております。

役職員等の状況です。役員数はフラワー・フルーツパーク公社全体で理事13名、評議員13名、監事3名、合計29名となっています。市の関係者については、以前は関連部署より数名加わっていたこともありますが、19年度より現職の者はおられません。OBとして理事2名、監事1名がおります。役員報酬については、理事長報酬は20年度より見直しを行い、およそ5.6%の引き下げを行なっています。月額40万円以下です。その他の役員報酬はご覧のとおりです。

次に職員数です。20年4月1日現在、正規職員46名、嘱託1名、園芸作業などの応援員として3名がおり、合計50名で運営しています。フラワーパークが25名、フルーツパークが24名、事務局長1名という内容です。市のOBとしては1名が採用されています。職員給与ですが、市の基準に準じて規定されています。市との比較としては同等もしくは若干低い設定となっています。

行革審からの答申への対応についてです。第1次行革審答申では三点示されており、対応を進めてまいりました。一点目、資産の所有の明確化です。貸借対照表上にも見られましたとおり、名目上フラワー・フルーツパーク公社となっている資産の保有形態と、収支計算書に見られたとおり、負担金により市が実質的に財政負担しているというねじれ現象が生じている点について、これを解消するため、資産を市に移してフラワーパークを市の施設とすることです。フラワー・フルーツパーク公社資産の市への移管については、フラワー・フルーツパーク公社の会計上、資産が著しく減少することから、適切な手続きを行うため、各関係機関との調整、また市の財政事情も考慮し、フラワー・フルーツパーク公社が債務超過に陥らないための効果的な財政支援等について協議を進めてまいりました。フラワーパークで来年度開催される浜松モザイカルチャー世界博2009のメイン会場に決定したことから、園として一定期間休園するなど、管理運営について流動的な要素も多いため、移管の時期の見極めについても慎重に進めざるを得ない状況です。二点目がフルーツパークのあり方ですが、フルーツパークは園の中央南北に縦断する道路があります。これをはさんで西側の都田川沿いまでの遊具なども配置された誘客エリアと、道路東側の果樹の実証展示エリアに大きく二つに分けられるわけですが、それぞれのエリアの特性に応じた効率的な運営に向けた検討を進めてまいりました。三点目がフラワーパーク経営健全化の検討です。フラワーパークの入園者数は16年度の浜名湖花博による影響で大きく落ち込んだ時期がありますが、17年度から昨年度までは32万人から34万人の入場者で推移をしています。17年に(花博跡地に)浜名湖ガーデンパークが無料公園として開園したこともフラワーパークの経営に大きく影響しており、近隣の類似施設との差別化が不可欠の要素となっています。このようなことから、動物園と一体化した管理運営を前提とする経営健全化について、動物園を所管する公園緑地部とも協議を重ねて、魅力向上による活性化に向け、一体化した動植物園としての将来計画の策定をしてまいりました。また組織、料金体系の一本化による収支予測についても事業の公益性などから、市の財政負担が適切かどうか、施設そのもののあり方も含め議論を進めているところでありますが、これまで申し上げてきたような様々な課題があり、まだ実施には至ってはいない状況です。

第2次行革審の答申への対応ですが、現在のところ20年度から市の派遣職員は引き上げを実施しています。フラワーパークの資産移管後の公募による指定管理者の選定の検討、あるいは市の委託事業の内容の分析を行なっているところです。

次は論点の整理ですが、一点目としてフラワーパークとフルーツパークの施設の市としてのそれぞれの位置づけについてです。それぞれの施設の設置目的は、資料のとおりですが、設置時との変化です。フラワーパークは開園より30数年が経っています。地域の観光拠点施設としての役割が重くなってきていると考えられます。また一方では無料施設である浜名湖ガーデンパークとの差別化を図るための魅力創出という課題があります。フルーツパークにつきましては果樹の成長による収穫体験の充実、あるいは大型遊具の設置の誘客など、果樹の展示鑑賞を主体に当初考えていましたが、体験型の施設への移行が進んでいると考えます。

各施設の土地についてです。グラフは全体面積に対する用地の所有者別の割合を示したもので

す。フラワーパーク、フルーツパークとも、当初は借地を基本にして開園しています。フラワーパークは昭和45年の開園当初約88%が借地でした。それ以降、これまで約4万8,000平方メートルの買い取りを行なってきました。フルーツパークについても約59%が借地として開園し、これまでに約4万1,000平方メートルの買い取りを行なってきました。買い取りの考え方ですが、所有者から買い取りの申し出があった場合、生活の困窮の状況、病気、あるいは災害等による生活再建の必要性など、市が内規として定めております買い取り条件に合ったものについて、市の財政事情の範囲内で対応しています。買い取りの価格は不動産鑑定をもとに算定をしております。

次にフラワー・フルーツパーク公社の事業活動と市の関わりについてです。園の費用負担については設置の経緯にもとづきまして、市とフラワー・フルーツパーク公社の負担区分を定め、建設にかかる部分は市、運営にかかる費用はフラワー・フルーツパーク公社が負担するという事で明確化しています。市の負担区分であります建設にかかる費用については、フラワー・フルーツパーク公社による資金調達という形で行なっています。フラワー・フルーツパーク公社名義にて金融機関より借入を行ない、市はこの借入金について損失補償契約を結んでいます。市は建設資金の借入金の元利、および固定資産税の他、大規模な修繕についても負担区分に準じて市が負担金を支出しています。したがって市は実質的な費用負担を行なっているものの、取得資産や長期借入金の名義はフラワー・フルーツパーク公社となっており、先ほど申し上げました貸借対照表でも、資産の部・負債の部に必然的に掲載されているということになります。その他、市は公益的な観点から一般的な公園の維持管理相当の費用として、フラワーパークで5,000万円、フルーツパークで3,300万円を負担しています。フラワー・フルーツパーク公社は入園料収入などをもって市民に無料公園とは異なる付加価値を高めたサービスを提供するとしております。第1次行革審におきましては、こうした名目的にフラワー・フルーツパーク公社が所有している施設についての資産所有の明確化という答申が示されており、フラワーパークと動物園との一体化に向けた検討と合わせて、次に申し上げるような協議を進めてきております。

フラワーパークと動物園の一体化についての共通認識としては、料金を一本化してフラワーパークと動物園の両園を同時に利用できることを前提として検討してきました。フラワー・フルーツパーク公社の資産を市に移管することについては、課題としてフラワーパークの施設について名目上の所有者であるフラワー・フルーツパーク公社資産として取り扱う場合と、取得の経緯に照らし合わせて実質的に市の資産として取り扱う場合とで手続きが異なるものがあります。フラワー・フルーツパーク公社の資産が会計上著しく減少することになるため、何らかの形での財政支援が必要になるということが課題となっています。現在、市の施設とするための手続きの手法の選択と、実施の時期、また事業の公益性に対して効果的な財政支援のあり方について、市民の皆様理解が得られる形での議論を導き出すべく庁内での調整を進めている状況です。一体化後の施設運営についてですが、一体化後の組織や料金体系についてシミュレーションを行ないまして、職員配置、あるいは収支の見通しについて分析を進めております。課題として、一体化して市が管理する場合には、植物部門を管理する造園職員や、動植物園の再整備事業に携わる土木職員の配置が必要とされます。また一体化に伴って看板、発券機など施設設備などの改修費用等がかかるという問題点があります。現在一体化した園を効率的に管理運営するための市職員の適正配置に向けた再調整、また今以上に市の財政負担を増やすのは困難であることから、現行の共通入園券の周知、あるいは共催イベントの推進等についても検討しております。現行の料金体系によって連携を強化することで一体的な魅

力創出を図るという考え方もあるということで協議を進めているところです。

市への資産移管に伴う財政負担等についてですが、フラワーパークにおける財政上の課題があります。平成22年3月末に仮に市の公の施設とする場合には、この時のフラワーパークの固定資産が簿価でおよそ19億3,500万円となっています。移管の手法についてどのような方法をとったとしても、債務超過を回避するため、資産を移管することにかかる借入金残額の処理の課題があり、その他の課題として退職給与特定資産の引当金が不足していること、市からの借入金の解決をどうしていくかということで、資本注入の必要性があります。スケジュールは今後見込まれるフラワー・フルーツパーク公社に関わるスケジュールは平成20年12月には公益法人法の施行、21年度には浜松モザイカルチャー世界博2009の開催、23年度にはフルーツパークの金融機関からの借入金が償還を終わります。24年度にはフラワーパークの借入金の償還も完了します。フラワー・フルーツパーク公社に関わるスケジュールは以上のようなものです。

次にフラワーパーク、フルーツパークの単年度ごとの収支計算書です。フラワーパークの現状と今後の見込みです。19年度において市の負担金、交付金、受託料の合計は約3億200万円となっています。先ほど申し上げたように、フラワーパークにおける収入の約4割を占めています。加えて間接的補助として、借地料年間4,200万円を市が負担しております。先に示しましたように負担金には建設にかかる借入金の元利償還分が含まれております。償還が終了する24年度以降については負担金が減少し、収入依存度も約15%前後に減少すると考えられます。

次はフルーツパークですが、19年度において市の負担金、委託料の合計はおよそ8億2,000万円で、フルーツパークにおける収入の約7割を占めています。市は借地料年2,400万円も負担しています。先に示したようにフルーツパークについても、負担金には建設にかかる借入金の元利償還分が含まれております。償還が終了する23年度以降については負担金が減少し、収入依存度についても27%あるいは28%程度に減少すると想定されます。

最後に市としてのフラワーパーク、フルーツパークの今後の考え方についてです。フラワーパーク、フルーツパークとも、設置当初からの位置づけが変化しつつあります。それぞれの位置づけを明確化しまして、事業の公益性の観点から必要最小限の財政支出を行なうこととしながら、組織・事業の再編を図っていきたいと考えます。フラワーパークは植物園としては品種、管理本数とも県内はもとより全国でも高水準、有数の施設です。舘山寺総合公園として、都市公園としても位置づけられていることから、浜松モザイカルチャー世界博開催によるPR効果と合わせ、その終了後は新たな魅力創出を図るため、動物園と合わせた新たな動植物園の位置づけとして連携を強化して推進していきたいと考えます。また、舘山寺地域の観光拠点として、最小限度の経費での活性化を図ることができる指定管理者が管理運営することを目標に協議を進めることとしたいと考えます。フルーツパークにおいては農業公園として収穫体験の充実を図って、グリーン・ツーリズムや里山体験の施設の位置づけと捉え、地域と連携した体験型施設とすることが考えられます。近年、市民農園の人気が高くなってきておりますが、農業体験、里山文化の減少や、園芸福祉等など農業の多面的機能を発揮するとともに、地域農産物のアンテナショップの役割を含め、農業を機軸とした体験型のフィールドとして活用していくことが可能ではないかと考えます。ほ場の維持につきましてはオーナー制度等も想定されるかもしれませんが、利用者にも分担をしてもらうこと、一定の利用料収入を図ることと共に、経費の圧縮を図りたいと考えます。説明は以上です。

## 鈴木会長

どうもありがとうございました。それではフラワー・フルーツパーク公社について質疑を。はい。井出委員どうぞ。

## 井出委員

私はフラワーパーク、フルーツパークとも、どちらの公園にも子育て中によく通いました。フルーツパークには今年も行きました。開園当初はまだ木が小さくて収穫体験はほとんどできなかったのですが、開園から12年経った今は木が育って、収穫体験には非常に最適の時期と見事な果樹園になってきたと思います。市民の中では両公園ともよく利用したほうではないかと思っているのですが、今日の財務状況、市の負担金の割合、金額。こうした資料を知りますと、実に贅沢をさせていただいてきたものだと感じます。

先ほどの論点整理で、フラワーパーク、フルーツパークの位置づけの説明がありました。私は行革審で勉強するまで、この両公園は、主に市民の憩いや観光客の誘致のための公園だと思っておりました。ですが説明では花きの優良品種の開発、展示ですとか、果樹園芸を主体とする地域の農業振興という目的が先にきています。農業、園芸の振興と言いますと、県に農業試験場もありますが、すみ分け、役割分担はどうなっているのでしょうか。業務の重複などはないのでしょうかということを伺いたと思います。

## 中津川農林水産部長

技術的な農家への指導等について、主体的には県の農業技術センター、農業試験場ですが、個々の農家に対する指導は主には県が行なってきています。ただ、新品種等の品種開発、あるいはフラワーパークの場合は館山寺、庄内地区の花き園芸に対して地域に密着した形でそれぞれの農家が身近な場所で技術的指導を受けることはかなり行なわれております。その面での貢献はあると思います。都田地区の果樹関係の皆さんも、フルーツパークにはやはり専門的な技術をもった職員がおりますので、身近な場所で技術指導等を受けるという形で、すみ分けと言いますか、若干違った役割があると思います。

## 井出委員

それではすみ分けが行なわれていて、重複の無駄はないということですね。それともう一点ですが、農業や園芸の振興の目的に農業予算をいくら割いて、それに対してどのような効果があがっているのか。19年度の実績で説明いただけますでしょうか。

## 中津川農林水産部長

フラワーパークに対する優良品種と見ますか、そういう面での技術開発的な市からの助成は90万円です。フルーツパークにつきましては、展示ほ場としての管理等についてフルーツパークに委託しているところがありまして、それに対して6,000万円程度の支出をしています。

## 井出委員

私も農業のことはさほど詳しくないので分かりませんが、更なる効率化の方向に向けることが可能だ

と思いますので、今後に向けてぜひよろしくお願ひしたいと思います。

#### 秋山委員

金融機関とフラワー・フルーツパーク公社と市の関係(資料P. 23)ですが、フラワー・フルーツパーク公社は民間とは言いがたいですけれども、基本的には、公設民営的な動きだと理解していいんですよね。市が造ってフラワー・フルーツパーク公社が運営するという区分けでよろしいですか。

#### 中津川農林水産部長

はい。そういう理解でよろしいかと思います。

#### 秋山委員

そうすると全体的なお話しになりますが、フラワー・フルーツパークに関する借入の名義はフラワー・フルーツパーク公社であると考え、この部分で市には本当は隠れ借金があるのではないかと理解できるんですけど、そう考えてよろしいのでしょうか。

#### 中津川農林水産部長

フラワー・フルーツパークの建設にかかる経費の借入は、フラワー・フルーツパーク公社名義で金融機関から借入をして、市が債務保証をしています。秋山委員がおっしゃられるような表現が適切かどうかは別として、そういう形になるかと思いますが。

#### 秋山委員

浜松市は健全な財政状況にあるということですが、市の借入残高5,493億円にはフラワー・フルーツパーク公社に関するものは含まれていない、隠れていると見ていいわけですね。

#### 中津川農林水産部長

そういうことになるかと思いますが。

#### 鈴木会長

今、僕少し気になったんですけど、債務保証しているという借入は、市が債務保証もしているのかもしれないけど、フラワー・フルーツパーク公社が借りている。だけど浜松市から交付金に来て、同額をフラワー・フルーツパーク公社が金融機関に返済している。今、債務保証しているとおっしゃったけど、債務保証ではなくて市が返済してくれているということではないですか。

#### 中津川農林水産部長

はい。返済にかかる実際の動きについては、市がフラワー・フルーツパーク公社に支払った負担金をフラワー・フルーツパーク公社が返済金にあてているということです。

#### 鈴木会長

だから市が返済しているのと一緒にしょう。



中津川農林水産部長

そうです。はい。

鈴木会長

債務保証ではないですね。

中津川農林水産部長

はい。

秋山委員

そうしたことを考えると、フォルテの時に色々なことが明らかになったと思うんですけれども、市が造って外郭団体が運営をしていく。運営の中で赤字が出ても、補助金だとか繰入金とか様々な名目で分からなくなっていますけど色々な形で、市民に分からない状態で税金が投入されて補填されていたわけですね。結果的にフォルテは「あ、財産がない」ということが明白になってきた。そういう経営をずっとしてきている。多分理事長であるとか、理事であるとか、そういう方たちは市から行ってる方が常勤で、そうでない方は非常勤ですよ。それで経営破たんしている状況を置き去りにしている。理事会というのは経営会議だと思うんですけど、そういうことがずっと置き去りにされていて、いざ清算という時になって、また市民の税金が投入されるのがこういう外郭団体の一番大きな問題だと思います。理事会の運営、理事の責任、そういうところをもっと明確にしないと。こんな形で明確になっている赤字補填はまだいいですよ。会計処理上見えていないこうした隠れ負債は、その他の課題として書いてありますけども、どう解決するのが非常に大きな問題だと思います。退職給与引当金はどういう対応を考えられているんでしょうか。

鈴木会長

今の退職給与引当金の問題に関連して、先ほど部長さんが説明なさった時に、フラワーパークもフルーツパークも200万円とか300万円の利益が出て儲かっていますという話ではなかったですか。

中津川農林水産部長

単年度収支ではマイナスです。

鈴木会長

マイナスですか。それで、今の退職給与引当金だけど、外郭団体の中で退職給与引当金を100%きちんと引き当て計上している外郭団体と、引き当てずに決算をしている外郭団体があるけど、引き当てをしないで会計処理をやるというのは、外郭団体の理事長なり社長が決めるのか、外郭団体を統括している市長なり市から「お前のところは引当金を計上しなくてもいい」との指示があってやっているのか、どちらなんですか。山崎副市長にお聞きしたほうが正しいかもしれないけど、「お前のところは退職給与引当金を計上せずに決算をやっておきなさい。隠れ借金になってもいい。」と市が指示するんですか。それとも外郭団体の理事長ですか。どっちですか。

## 山崎副市長

基本的には外郭団体です。この場合、財団法人では理事会が最高決定機関ですから、理事会、理事長が決めるというのが当然だと思います。ただ市が出資、出捐している関係がありますので、運営については市も口を出すというか、議会報告も含めて市の責任もあると考えています。

## 鈴木会長

そうすると、22もある外郭団体が、皆さん色々な表現をしてくださるんですけど、引当金をとってなくて収支はこうですという報告をいただくと、「あ、そうか。200万円くらいなんとか儲かっているのか。よく儲かっているな」と思うと、「引当金はとっていません」とポコンと出るわけですよ。そうすると、市として、全部の外郭団体に対して、隠れ借金は作ってはいけない、引当はきちんととりなさいと明確にしておかないと。これは小学校の子どもでも分かるような話なんですよ。そこを明確にしておかないと、市民の皆さんだって「儲かっているそうだよ」というようなことになる。あるいは儲かっていないとしても、全部が費用対効果という発想ではなくて、例えば植物園とか動物園の場合は楽しみとか鑑賞とか散歩するとかいう点では効果がありますからそれはそれでいいんですけど、それは明確にしておかないといけない。

それで、先ほど花きの研究開発をしているという話がありましたね。

## 中津川農林水産部長

花きの研究としては90万円です。資料の表では100万円とありますが、正確には90万円です。

## 鈴木会長

先ほどこれからあるべき姿として、良いことを並べられましたね。そうすると90万円や900万円では済まないと思うんですよ。それをどう見るか。30年なり35年なり経過してフルーツパーク、フラワーパーク、動物園の存在価値は刻々変化してきている中で、動物園、フラワーパーク、フルーツパークの一体化をお考えになっていると先ほどいみじくもおっしゃった。今日中止になった建設公社、まちづくり公社、土地開発公社も三つを一緒にしたいという考え方があるんですけど、普通、合併なり統合する場合には今までやってきた仕事でこれはやらなくてもいいとか、これはやるとか、削って統合するんです。だけどなにも削らないで、従来のやり方のままで統合するのでは1+1+1=3になるわけですよ。それでは統合の意味が何もない。統合するというのは1+1+1が2.5になるとか、そういう合理化がされるということ。だから今までのフラワーパーク、フルーツパーク、動物園のやり方なり性格を、30年なり20年経ってこう変えていくからこうしていくんだと。それは費用対効果ではないんですよ。井出委員の質問がありましたけども、農業の品種改良までやっていくのは莫大なものがあるし、県の農業試験場があればいいのに市でやっても意味がないわけです。専門の職員もいるから続けるんだとおっしゃるけど、専門の職員がいるから続けるということなら合併する必要はないですよ。そういう点でパーキンソンの法則ではないですけど、外郭団体があるから現状のまま新しいことを加えて増やしていくんだという発想ではなくて、ひとつずつを明確にした上で、これを加える、これを取る、そして時代の変化に対応したものをやるんですという説得力がないといけない。これから質問が出ると

思いますけど、三つをくっつけるだけならもうなにも意味がない。どう合理化するかということ。

それからもうひとつ重要なことは、7割が縞模様の借地であるという中で、私はこれから大変な問題が出てくると前回も申し上げました。遺産相続の問題がある。それからもう既にご経験なさってると思うけど、借地は民間の方から借りていらっしゃる。Aさんの土地を借りていて、担保に入って抵当権が設定されている。抵当権が実行に移されることになった場合に、市の建物があると立ち退かなくてはならないという法律的な問題が出てこないのか。これは重大な問題。縞模様に借りているから。法律問題ですから市の皆さんでは答えられないと思いますけど、意地の悪い質問で恐縮だけど抵当権を実行された時にどう対応するんですか。契約書の内容はどうなっているんですか。本当にフラワーパークを残していくんだというなら、積極的に年間予算を決めてどんどん買収していかなければならない。フラワーパークとフルーツパークと2つあって、両方虫食いだ。どうするんですか。市が買い取ると言っても値段が上がり上がるということはないですよ。フラワーパーク、フルーツパーク、動物園は非常に大きな基本問題です。借地ですからまず基本ができていないんですよ。地図の上に建物の絵を描いてごらん下さいよ。それで地主が抵当権を設定して実行されたらということはいち早く経験なさっているはずですよ。そうでしょう。だからそういう基本問題をまず解決しないと。育種だとか花きの開発なんていう問題ではないと思うんです。もっと深刻に受け止めないといけないと私は思う。それから退職給与の引当て不足だとか減価償却の計上不足が貸借対照表に出ていない。建物等の固定資産について借りているものは全部補助金を市の一般会計からもらって、それが金融機関からの借入の返済に充てられている。そういう基本問題を解決しないと、上っ面だけこうやります、ああやりますということでは論議が進みません。それだけ申し上げたかった。はい。中山委員。

## 中山委員

今、退職給与引当金の問題が出てきましたけど、それとまた別に、いつも市からはこういう格好の見込みが出てくるんですよ(資料P. 26)。例えば19年度は収入依存度が40.6%です。ところが25年度になりますと15.1%で非常に良くなりますよという数字が載っているわけですけど、これは現状の設備をそのままにして何にもしないということですよ。本当に魅力あるフラワーパークを作ろうと思ったら、当然ながら減価償却費を当然引き当てて、経費にも乗せていかないと。実際には25年度においては15.1%ではなくて更に大きい数字が出てくると思うんですよ。こうして時間を稼いで「良くなる良くなる」ということではなくて、もっと抜本的な、フラワーパークをどうするかという基本的な計画を出してもらわないと困る。「今後こういう格好で設備投資をして、これだけの額になるけど、これは市民のために必要なんだ。どうですか。」という格好にしないと説明が不十分になると注文を付けておきたいと思います。

## 伊藤会長代行

私はフルーツパークでぜひご意見をお伺いしたいんです。フルーツパークは設置目的と今後の考え方(資料P. 21、P. 28)で、体験型施設の位置付けから収穫体験だとかそういった形に変化することになっています。でも、収穫体験というと民間の果樹園などがあって、もぎとりだとかを体験できる場所はいっぱいあると思います。要するに、フルーツパークには市は過去もものすごい負担をしている。そして鈴木会長がおっしゃったように土地まで全部買収しますと言ったらまだものすごいお金がかかる。

それから毎年の収支(資料P. 27)は採算がとれているように見えますけど、お客さんからお金をいただいたのは年間3億円もなく、11億円のうち8億円強は市から出たお金だという話ですし、それから正味財産増減計算書(資料P. 12)の当期経常増減額はマイナス2億8,800万円となっていて、これは普通に言う赤字なんでしょうけど、この金額には減価償却費が全く入っていないですね。計算書の最後のほうでは返済金が入って資金繰りのような形になっています。それから先ほど中山委員からありました今後の見込みの数字についてのお話と同時に、赤字が年3億円ぐらいあって、一般会計からのお金で6億円ぐらいのお金を返して、それで土地を全部自分のものにしようと思ったらそれにかかるお金を今後も投入しなければならない。本当にこれだけの負担を今後もすることが目的に合っているのかどうか。私は、もうフルーツパークの施設の意味合いは今では無くなっているのではないかと個人的に思っております。したがって意見を聞かせていただきたいのは、将来的に、例えばフルーツパークをやめて、フルーツパークをフラワーパークのようなところへ移転して、フラワーパークと一体化することかもしれませんが、フルーツパークとフラワーパークの二つを持っている必要は全然ないのではないかと。機能や目的も含めまして、なぜこんな大金でこんな虫食い状態の借地になっている施設を持っているのか。なおかつ、とりあえず施設を造った当初の借入金はこちら数年で無くなるようですけど、今後のことを考えるとまだまだ赤字であり、設備投資をするとまだ大きなお金がかかる。この施設を本当に持っている意味があるのかないのか。その点をお聞かせいただければと思います。

#### 中津川農林水産部長

フルーツパークについて特に現状の形、あるいは将来こういう形でということを示させていただいた部分で、経費の部分では市からかなりの負担が継続して必要です。その点については、私どもは果樹から農業全般にポイントを変えてというひとつの考え方を今日は示させていただきました。しかし、将来的な部分で、今おっしゃられるような市の負担と市民にとって必要なものかどうかという部分での公益性について、もう一度十分に検討してまいりたいと思います。

#### 伊藤会長代行

ぜひ検討していただいて、市民の皆さんの意見もお聞きいただきながら将来の方向を決めていただければと思います。

#### 秋山委員

フラワーパークの入園料収入は約2億円で、収入全体のうちの4分の1強ぐらいです(資料P. 5)。フルーツパークは入園料収入が1億1,700万円で、収入全体の10分の1ぐらいです(資料P. 6)。先ほどの話のように設備投資をした部分の回収が入っているんで仕方ないかもしれないですけども、民間ではあり得ないことなんですね。民間ではこれだけの設備投資をして、これだけの収入では事業として絶対に成り立たないのでやらないんですよ。それから先ほどの退職金については、退職金は給与の後払いということになりますので、給与を減らしても退職金を積み立てるか、あるいは退職金の部分も含めてもっと稼ぐとか、そんなことをやるわけです。それが全然されてこなかったというのが、全部がそうだとは言えないですけども、浜松市の22の外郭団体だと思うんです。国全体では6,000ぐらいあると言われておりますので「隠れ負債」と言われるものが山ほどあるのが現状で、こ

れは多分潰れていくのではないかと思います。夕張市は破綻しましたが、日本全国の1,800の自治体の中で、浜松市のようにグローバルな産業がたくさんあって、今の段階で税金がたくさん入っている市でも、先ほどのように5,000億円以上の明確な負債があって、それと別に隠れ負債があるという現実を考える。それからこの先の税収が減るであろうということなどを考えると、鈴木会長から先ほど深刻に考えなければという言葉が一言出ましたが、本当に深刻に考えないと、市民がいくら税金を払っても足りなくて、また借り入れるという状況になってくるのではないかと思います。正直に言って、売上げの心配とか、破産の心配とか、債務の保証人をしていない人達が、こういう外郭団体の経営に携わっていて大丈夫なんだろうか。収益を考えた事業は全部撤退したほうが早いのではないかと。先ほど施設を借地の上に作っているところについても、なぜそういうことをしたかという、投資のためのお金を市議会で審議するとなかなか通らない。ですから初期投資を少なくするために、土地は手に入れずに借りてスタートしているわけですね。でも初期投資が少ない分だけ、その後ずっと経費がかかって、いつまで経っても赤字のままの設備を浜松市は今までどんどん造ってきた。右肩上がりの状況なら投資部分は後から回収できると考えればいいんですが、このような状況では後から回収することは出来ない部分がたくさんあるわけです。そこをかなり深刻なプランを立てないと成り立たないのではないかと。

その深刻なプランの今後について、「市としての今後の考え方」(資料P. 28)がありまして、「両園の位置付けの変化に伴う公社組織、事業の再構築が課題」と言っているんですが、この「事業の再構築」にどれも数値目標がないのではないかと。魅力創出で10万本の花木類を作ると言うけど、それがどのぐらいの魅力でどのぐらいの集客力があるのか。観光拠点としての活性化も、確かにお金がいくらでもあって、人がいくらでもいたらやったほうがいいことですが、本当にこの先介護とか医療とか色々なところに貴重なお金がかかっていく時に、こういうことをやる組織を残しておいていいのでしょうか。フラワーパークの近くに浜名湖ガーデンパークという無料の施設があって、あれは確か借りている土地ではなくて、全部静岡県が保有している土地だと思っていますが、今の段階で課題と言っているのではなくて、そういうところで一括して規模を縮小して経営し直すことにして、その中にフラワーパークの機能の中でどうしても必要な機能だけを入れるというような、抜本的な組織再構築を具体的な計画として入れなければいけないのではないのでしょうか。今後、公益法人認定法が施行されて、5年間の移行期間が終了する平成25年11月までになんとか公益法人になろうと考えられていると思うんですが、フラワーパーク、フルーツパークそのものが今の形で存続したほうがいいのかどうかまで含めた検討をしないで、駆け込みで25年までに新しい器を作って今までのような経営感覚でやっていくことが正解なのかどうかをぜひ考えていただけたらと思います。

## 高柳委員

フラワーパークと動物園の一体化に向けた取り組みでいわば差別化を図るという説明がありましたが、似たか寄ったかで同じような静岡県の浜名湖ガーデンパークが近くにありますが、その年間の入場者数はわかりますか。

## 中津川農林水産部長

年間約100万人の入場があると聞いております。

## 高柳委員

それと近隣で人気のある豊橋の動植物園の資料はありますか。

## 中津川農林水産部長

動物園の所管の部長からお答えします。

## 水野公園緑地部長

公園緑地部長の水野です。よろしくお願いいたします。今委員からお話しがありました豊橋の動植物園は通称「のんほいパーク」と言いますが、全体の面積が約40ヘクタール(40万㎡)ありまして、入場者数は18年度で約90万人と承っております。ただこの年につきましては、皆さんご存知のようにマンモス博というイベントもありましたので、それも含めた入場人員数と考えています。

## 高柳委員

それで先ほど「市としての今後の考え方」(資料P. 28)で今後フラワーパークはこういう方向、フルーツパークはこういう方向で差別化していきたいという説明がありました。それで豊橋の動植物園は年間入場者数が90万人ということですね。浜松市の年間計画(資料P. 26, P. 27)では、フラワーパークの入園者数が19年度は約41万4,000人の実績で、それを44万人に増やして、浜松モザイクカルチャー世界博2009があるので20年度と21年度は別として23年から44万人でずっといきますと。フルーツパークの入場者数が19年度は約25万7,000人の実績で、20年度から30万人でずっといきますと載っています。この数字は、フラワーパークと動物園の一体化をどの程度考えて出てきたのでしょうか。例えばフラワーパークの場合、動物園と一体化した中で出てくる数字が44万人だと考えればいいのでしょうか。

## 水野公園緑地部長

公園緑地部でございます。今、委員の言われたことに関しまして、18年度の入場人員の実績ですが、例えばフラワーパークと動物園を別々に運営していく形にしますと、現状の入場者数の両方を加算すればいいという話になります。18年度はフラワーパークが40万5,000人、動物園が40万人ですので、両方加算しますと約80万人の入場者数があったことになります。ただしこれに関しましては、先ほど一体化の話もありましたけれども、両園を共通で入場できる共通入園券がございます。共通入園をした方々が18年度で6万人ほどおりますので、ダブルカウント分と言いますか、これを引きますと74万から75万人の実績入場者数があったと考えております。

## 高柳委員

組織論については先ほど秋山委員から話がありました。観光客がどの程度来ているのか分かりませんが、例えば浜松市民80万人が年1回フラワーパークへ行ったり、あるいはフルーツパークへ行ったりすると80万人です。それなら入場料を取る必要が果たしてあるだろうか。浜名湖ガーデンパークは入場無料ですね。あそこを見ると、無料にも関わらず時々観光バスがたくさん止まっている。おそらく旅行業者が浜名湖ガーデンパークで休憩時間をとって、例えばホテルだとかどこかへ来たり行ったりは色々あるだろうけど、食事の時間も調整して、無料の浜名湖ガーデンパークで1、2時間

遊んでもらってという形もあるのではないかと。したがって、県の浜名湖ガーデンパークが無料だから仕方ないですが、動物園もフラワーパークもだんだん冴えなくなっている。色々と努力しているが、市民が数多く何回も来るようになるのであれば、果たして入園が有料であることに意義があるだろうか。片方の浜名湖ガーデンパークは無料で、フラワーパークは有料です。それでフラワーパークは経営が苦しい。組織も色々と考えなければいけない。もうそろそろ、じゃあどうするんだということを私は出したほうがいいと思いますよ。特に先ほど鈴木会長が少し言われたんですが、論点整理の中で先ほど井出委員も関連質問をしましたが、花きの優良品種の開発・展示の予算が月90万円ではなくて年間90万円しかない。こういうものをいつまでも続けることが本当にいいんでしょうか。確かにフラワーパーク設立当初は、花きがこんなに大量に色々な形で販売できる時代が来ると想定していなかったものでリーダーシップをとれた。特に古沢さんという方がおられた時には、キウイを導入したり、舘山寺桜と言って確か2月頃咲いたと思うんですが少しずつ早く咲く伊豆のほうの桜を導入したりという、非常に革新的な時代があった。けどいつまでも夢を高く掲げることが本当にいいんでしょうか。僕はそこからもう一度見直しを全部かけないといけないのではないかと思います。

秋山委員の言われた組織論も含めて、そういうような方向転換が、右に揺れ、左に揺れで今の日本の政治みたいなもので揺れてばかりいますけど、でも私はその辺は一度もういっぺん本当にこの論点整理、目標でいいのかわきちつとやらないと、私は最悪の状態になる感じがして仕方がないんです。というのは、フラワーパーク、動物園は舘山寺総合公園と言っているんですが、大雑把に言うと合わせると大きさがゴルフ場一個分なんです。フルーツパークはもう少し小さい。浜名湖ガーデンパークもゴルフ場一個分に近い。つまり、ほんのわずか30分あれば行ったり来たりできる所に巨大なものが三つもあるんです。それで伊藤委員から、そんなにあっていいのか、将来を考えてどうなるのかという提言がありましたけど、その辺も含めて、これはもう財政問題も含めて、総ざらいにやったほうがいいと私は思います。

それで市民がわんさと来るなら、何かがあって来るはずですよ。これから高齢化時代をどんどん迎えるわけですが、市民が年中、多くのお年寄り達が毎日毎日、バスに乗っても来てくれるというぐらいのものになるとすれば、それはもうまさに市民公園ですから、市民公園が有料でいいかといったら、そうではないと思います。温室には金をかけているから温室に入るならたとえ50円でもいただきますとか、色々な方法もあるでしょうし、そうした抜本的な見直しをやらないと、死んだままで活きないという例になるかと思います。ぜひその辺は出直しのつもりで検討課題に入れて検討してほしいと思います。

#### 鈴木会長

はい。ありがとうございました。大体議論も出尽くしたんですが、少しい問一答でお答えをいただきたいと思います。まずフラワーパーク、フルーツパーク、動物園の借地が約50万㎡ある。これは間違いありませんか。

#### 中津川農林水産部長

はい。

#### 鈴木会長

次に先ほど花博跡地の浜名湖ガーデンパークが無料で開放されているために、フラワーパークの

入場者が減って資金繰り上、市から借入れをしましたという話がありました。フラワーパークは40万人の入園者がいたけど、浜名湖ガーデンパークができてから非常に少なくなった。動物園は以前60万人いたのが今は40万人。フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の三つについて、花博の開園前後で入園者数をお知らせいただきたい。

それから50万㎡の借地の賃借料が全部で年間6,000万円か7,000万円だと聞いておりますが正しいかどうか。それから退職給与引当金をとっていないのが他にあるのかどうか。

#### 中津川農林水産部長

土地の借地料につきましてはフラワーパークとフルーツパークを合わせまして年6,600万円です。

#### 鈴木会長

動物園も含めてですか。

#### 中津川農林水産部長

動物園は含めていません。

#### 鈴木会長

そうすると動物園を含めると8,000万円くらいになりますね。それから退職給与引当金の不足はどれだけあるんでしょうか。

#### フラワー・フルーツパーク公社水野理事長

退職給与引当金の積立ては、フラワーパークは0円です。フルーツパークは約5,000万円弱を積立てしてあります。

#### 鈴木会長

本来引当てておかなければならないのはいくらなんですか。

#### フラワー・フルーツパーク公社水野理事長

全体で3億2,000万円です。

それから入園者数の件ですが、フラワーパークが12年度31.5万人、13年度42.9万人、14年度30.8万人、15年度はリニューアルした年で43.5万人、16年度は花博の開催年で20.0万人、17年度以降は32万人から34万人です。

フルーツパークは12年度19.6万人、13年度23.8万人、14年度20.8万人、15年度19.5万人、16年度が16.3万人、17年度18.5万人で、それ以降は年20万人程度です。

#### 水野公園緑地部長

次に動物園です。動物園はかつて浜松城公園の中にあり、昭和58年に舘山寺に移転しました。移転当初の昭和58年度は開園効果もあって114万人という大変な来園者人でした。その後数年間は60万人程度をクリアしております。それから段々と余暇の多様化等もありまして、低落傾向にあります。



平成10年度が33万4,000人です。それから花博開園前の平成15年度は32万8,000人。花博が開催された16年度は近年最低の入園者数で28万2,000人という状況です。それから17年度、18年度、19年度で、先ほど18年度は40万人と説明しましたが、19年度は38万7,000人と若干減少気味です。

#### 鈴木会長

はい。ありがとうございました。

#### フラワー・フルーツパーク公社水野理事長

先ほどのフラワーパークとフルーツパークは有料入園者の数ですので、よろしく願います。

#### 鈴木会長

よく分かりました。フラワーパーク、フルーツパーク、動物園合わせて借地が約50万㎡あるということ。借地料を年間約8,000万円ずつ払っておりますから、10年で8億円ですね。それから今後の入園者数の見込みがずっと出ていましたけど、実績からみるとほど遠いということですね。

#### フラワー・フルーツパーク公社水野理事長

申しわけありません。見込みの数字は無料入園者も含めていまして、大体7万人から8万人の方が無料入園者です。小学生からは有料になっていますが、幼児、幼稚園児、保育園児以下は無料です。そうした子どもたちの入園は無料になっておりまして、それを含めた数字です。

#### 鈴木会長

では数字が出ましたから、委員の皆さんいかがでしょうか。私はここで結論を出したいと思うんですが、これからどうするかということでは、動物園とフルーツパーク、フラワーパークを一緒にするというような基本的な考え方がありますが、現状分析をもっとしっかりやるべきではないか。現状分析をやるということはどういうことかということ、現在の動物園、フルーツパーク、フラワーパークの基本的な考え方。借地でいくのか。そうすると年間8,000万円ずつ出ます。それでいいんですかということ。それから隠れ借金や退職金の引当て不足も何もかも表へ出すと、どういう数字になるんですかということ。入園が有料である必要があるのかどうかということ。こうした問題も出てくると同時に、資金繰りが行き詰まるんじゃないかという気がしてきたんです。銀行借入の金利はいくらかということは説明では聞いていませんが、かなり古い借入れですから1%や2%ではないのではないのかという気がします。そうすると、この問題はまず基本的な問題として、市として、借地のまま行くのかどうか。3つを分離したままで行くのかどうか。先ほどの農業振興とか花き振興ということで、京都大学の遺伝学教室がやっているようなことをやっていくのかどうか。そういう必要があるのかどうか。イチゴ狩りとかぶどう狩りはどこでも行なわれているわけで、市にとって本当に必要かどうか。外郭団体があって、なんとかして仕事を増やしたい、だからやっていくということなら社会的公共性は無いと見なければならぬですから、建設公社、まちづくり公社、土地開発公社と一緒に、一度3つを合体するという前提で、どういう問題をどう解決するかという現状分析を堂々とまとめていただいて、そうしてその現状の中でこれを改善し、これを直し、これを新規に入れてこうするんだという市としての青写真をお示しいただかないと。借地

料を払わなくてはならない。土地は斑模様。先ほどの契約書の内容。これを明確に出していただきたいと思います。今までもそういう困難があったはずです。それを借地のまま行くのか、50万㎡の土地を全部買収するといくらかかるかは簡単には言えない問題ですね。㎡あたり1,000円なら5億円になるでしょうか。1万円なら50億円。どうなるか分かりませんが、そういう問題を残したままで新しい体制を作るということは行政上良くないのではないかと。委員の皆さん、結論としてはもう一度再提出していただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。ではそういうことで終わりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

### (3) (財)浜松市文化振興財団について

#### 鈴木会長

それでは次に文化振興財団についてのご説明をいただきたいと思います。

#### 福田生活文化部長

生活文化部長の福田です。財団法人浜松市文化振興財団について説明させていただきます。1から6の6項目について順次説明してまいります。

基礎データですが、19年度決算による基本財産等は、資本金が21億3,800万円でこのうち市の出資額は20億円で、出資割合は93.5%です。財政依存状況につきましては、総収入31億700万円、市から文化振興財団への支出は指定管理料等を含め19億5,900万円で依存度は63.1%です。

文化振興財団の主な事業ですが、事業は大きく5つに分けることができます。1の施設の管理・運営事業はアクトシティをはじめ、楽器博物館、クリエート浜松など11の施設の指定管理事業を行なっています。2から4はソフト事業に位置づけられると思いますが、2の受託事業はアクトシティ音楽院などにおける事業開催、また、ジュニアオーケストラやジュニアクワイアなどの人材育成、埋蔵文化財の発掘調査などを行なっています。3の自主事業は、主に大中ホールを利用してコンサート、オペラ、ミュージカルなど市民要望の高いイベントを開催しています。4の負担金事業は、市や民間企業と実行委員会を組まして、国際ピアノコンクールや吹奏楽大会、市民オペラなど規模の大きい事業を行なっています。5の法人管理は、財団自身の労務や財務などの総務事務です。

収支概要ですが、19年度決算において、収入については基本財産の運用により3,700万円、施設使用料やイベントの入場料などにより8億9,900万円、また、市からの指定管理料などの受託金として19億7,100万円を収入しました。これらの収入合計は31億700万円にのぼっております。一方支出ですが、施設管理や事業開催等の事業費29億2,500万円などを支出しています。この結果、差し引き7,300万円の収支差額が出ています。

財源等内訳ですが、1の施設管理において24億9,700万円を支出し、その財源は市からの委託料などで16億6,700万円、使用料で7億8,300万円、文化振興財団の自主財源で4,700万円を賄っています。これらの事業に携わった職員数は111人です。2の受託事業は、2億7,000万円に対し市からの委託料などで2億2,100万円。自主財源では4,900万円を賄っています。従事者数は32人です。3の自主事業2億600万円は、文化振興財団の自主財源で賄っています。4の負担金事業は、1億0,600万円に対し、負担金収入は7,100万円、自主財源は3,500万円です。5の法人管理につきましては3,700万円で、文化振興財団の自主財源です。

財務状況について説明します。正味財産増減計算書は公益法人会計に則ったもので、文化振興財団の正味財産を表しています。これによりますと19年度の経常増減額は1億900万円のプラス、経常外増減額は1,400万円のプラスで、税引前の一般正味財産増減額は1億2,300万円のプラスです。これは一般には当期純利益にあたる数字だと思えます。税金欄(法人税、住民税及び事業税)が0円となっていますが、課税対象となる利益が計上されませんでしたので、均等割額のみ22万1,000円を納付しています。なお指定正味財産増減額においてはマイナス2,500万円で、この結果正味財産期末残高は30億6,400万円になっています。

次は貸借対照表です。資産の部では、預金や未収金の流動資産が8億5,500万円。固定資産では基本財産の21億3,800万円、退職給付引当金等が4億8,000万円、定期預金などが2億円で合計36億7,300万円です。一方、負債の部では、未払金や前受金で5億600万円、長期借入の固定負債で1億300万円があり、これらに正味財産を加えますと36億7,300万円になります。

財産の状況ですが、土地・建物いずれも事務所などであり、市から行政財産の使用許可を得たものです。

次に役職員等の状況です。役員数(30名)は平成20年4月1日現在の人数で、理事としての常勤役員は2名です。この2名は理事長と、市から派遣しております常務理事で、この他、非常勤の理事が12名おります。このうち1名は副市長です。理事の他、評議員を14名、監事を2人をお願いしております。これらの役員報酬ですが、理事長が月額42万円以内、常務理事が39万円以内となっています。しかし常務理事につきましては市からの派遣ですので、給料は市の規程に基づいて支給しています。

職員数ですが、正規職員は45名、嘱託職員は65名で計110名です。必要に応じアルバイト職員を61名採用しており、合計では171名となります。なお、正規職員のうち市から派遣している職員4名は、アクトシティに1名、科学館に2名、クリエート浜松に1名を配置しています。次に職員給与ですが、給与自体は人事院勧告に準拠しておりまして、市の給料表と比較しますと新卒ベースでは4号ほど下回っています。手当につきましては扶養親族の手当、持ち家の住居手当、期末・勤勉手当で市より低くなっています。

行革審の答申に対する対応状況です。三点ほどありまして、一点目は統合による効果の明確化です。財団法人浜松市文化協会(文化協会)と財団法人アクトシティ浜松運営財団(アクト財団)との合併に際して役職員を86人から30人に削減しています。これに伴い非常勤役員は無報酬としました。また、組織体制の見直しにより、職員数を削減するとともに、退職手当支給率も最大で20%削減しています。二点目に市の財政負担の軽減化です。文化振興財団で行なう自主事業によって得た収益を、公益性・発信性の高い市の事業に充当することにより、市の負担を軽減していただいております。また、施設の稼働率、イベント等の観覧者数を向上させることで料金収入の増加を図るとともに、管理経費を節減させることにより、市の管理料の削減に努めているところです。

三点目に、文化振興の推進と管理施設の稼働率の向上です。文化振興の事業につきましては市の中心部だけではなく、合併した天竜や浜北など広域的に自主事業を展開しております。稼働率の向上につきましては、民間企業や関係団体等の連携を強化し、音楽関係団体や商工会議所、各種学会事務局などへ積極的な営業活動を実施しているところです。これによりホール等の利用促進を図っています。

論点整理です。ここでは指定管理、事業、職員、基本財産の四点についてまとめています。

まず指定管理です。公募制への移行についてですが、文化振興財団は現在11の施設の指定管理を行なっています。このうちアクティシティ浜松、楽器博物館、科学館の3施設を条例に基づいて非公募としています。これらの施設の公募移行につきましては、指定期間が終了しますのが22年度ですので、現在の指定管理の状況評価や市の政策を担い得る管理者の選定方法について考慮して決定してまいります。楽器博物館と科学館につきましては早い時期に公募制に移行したいと考えております。アクティシティ浜松につきましては市の文化政策等と密接に関係しておりますので、これらを解決していく中で決定して移行したいと思います。指定管理料の算出は、業務仕様に基づいて管理運営に必要な経費から、使用料等の収入を差し引いて算出します。通常、指定管理料は契約期間中ほとんど一定のところが多いのですが、アクティシティにつきましては管理費用も大きく、事業内容によっても大きく変動しますので、毎年、市において詳細に査定して決定しています。指定管理料の削減につきましては、管理経費を削減するとともに、経営健全化計画に基づき削減に取り組んでいるところです。

次はアクティシティ官民共用部管理フローです。市の施設は文化振興財団を通して、民間部分はアクティシティ・インベストメントという会社を通して、アクティシティ・マネジメントという施設管理会社に一括して管理をお願いしています。また、ここから設備や警備などの専門の会社に更に委託しています。

事業ですが、市と文化振興財団との関係につきましては、市は文化振興のための指針を作り、その指針に従って文化施策全般を立案しております。これに対して文化振興財団は市の政策に従い、計画された文化事業を実施しています。特にアクティシティについては、施設の能力を十分に発揮し、運営していく役割を担っています。表(資料P. 16左下)で、市が文化振興財団に支出した費目と金額を示しています。文化振興費、生涯学習費、その他福祉や教育関係で支出しており、これらの合計額は19億5,900万円です。

事業の区分ごとの収支と申しますか差額です。収入と支出ですが、主体となっている施設管理事業は11施設合計で2,084万円ほどの黒字と言いますか差がありました。自主事業では1,500万円ほど、受託事業では856万円ほど。ただ負担金事業では規模も大きいことから1,742万円のマイナスとなっています。次に随意契約の委託事業ですが、随意契約は率が大変高いのですが、今後は政策的な事業の効果的な実施を考慮する中で、総合評価により個別に決定していきたいと思えます。

文化振興財団の市への依存度は、19年度の実績では63.1%です。このうち随意契約の割合は指定管理料を含め55.3%です。前年より浜北振興公社の施設を引き受けましたので、若干多くなっております。次に自主事業の決定プロセスです。主に大ホール、中ホールを使った自主事業は15ほどで、その他細かい事業もありますが、これらの事業については色々な事業の開催時の来場者等に対するアンケートや、また友の会の会員からのアンケート等、また情報を収集する中で市民のニーズ等を把握して、ジャンルや開催時期などバランスを考慮して事業案を作成しています。最終的には理事会で説明し、決定していただきます。収益についての考え方ですが、事業ごとに収益を上げる努力は当然しております。ただトータルでの採算性を考えて実施しており、事業で得た収益については福祉や教育などの公益的な文化事業の実施に充てています。

職員給与は先ほど説明しましたので、省略させていただいて、その次のプロパー職員のノウハウです。プロパーのノウハウは、正規職員及び嘱託職員110名については、可能な限り専門的な知識を持った職員ということを考慮して採用しています。文化芸術大学の卒業生、保健師さん等の資格を

持っている者、保育士さんの資格を持っている者、更にピアノや楽器を扱える者。そのような知識を持った者を意識的に採用しています。

最後に基本財産の関係です。基本財産は先ほど申しましたように21億3,800万円あります。市からの20億円を主体に構成されていますが、この財産による運用収入は19年度で3,699万4,000円です。この財産は財団としての法人格の基礎となるもので、公益活動を行なうための収入の基本となる重要な財源です。市が財産の運用方法については基本的に介入ができないのですが、一面において健全な運用や公益活動については適切な指導、助言を行なう役割も有しておりますので、これから基本財産の運用についても十分な注意を払っていききたいと思います。特に昨今の経済情勢を見ますと大変不透明になってまいりましたので、扱いについては慎重な運用を図る必要があると考えます。このため運用に際しましては市との協議を行なうよう指導してまいりまして、協議をした市においても、会計や財政部門とも相談して判断していききたいと思います。説明は以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございました。それでは各委員の皆さんから質疑をどうぞ。

### 秋山委員

少し細かいところから質問に入りたいんですが、資料の事業費の合計金額(資料P.5の表の左の列)はいくらでしょうか。この手の資料を社内で要求する時には、必ず合計値を出してほしいと言っているのですが、ぜひ行革の資料も、そうしていただくと計算が要らないと思うんです。それでさっき電卓でカウントすると、別の資料(資料P.4)と金額が違うんですよ。その説明をお願いします。

### 文化振興財団齋藤常務理事

文化振興財団の中身の質問ですので、常務の齋藤がお答えします。

収支等概要(資料P.4)の「支出の部」の事業費は29億2,500万円となっています。一方、財源等内訳の表(資料P.5)は、事業を5つに分けてお示ししてまいりまして、一番下段の法人管理は事業ではありませんので除きまして、上の4つを足しますと30億7,900万円です。その差額は1億5,400万円です。この差額ですが、収支等概要は公益法人会計で収支計算書を出しておりますが、財源等内訳はその事業にかかった経費を正確に積み上げるため、文化振興財団の内部で行なっている取引を含んでいます。と言いますのは、文化振興財団は11の施設を管理しておりますし、そこでの事業もありまして、文化振興財団が自分の施設を利用した時に例えば利用料金を払っていくとか、文化振興財団の一つの部門から退職金の積立を拠出していくとか、そうした内部取引の額があります。その金額が大体1億5,500万円あり、その内部取引を除いたものが収支等概要の29億2,500万円となっています。それから退職金の積立、内部取引、一部人件費の組み替えも部門ごとでやっている部分がありますので、そうしたものが差額になっています。

### 秋山委員

そうした説明は理事会でも毎回されるんですか。

### 文化振興財団齋藤常務理事

理事会では更に事業の各部門の収支表も参考資料でお付けしています。そこでは内部取引の額も全部載っております。

### 秋山委員

理事会は大体どれぐらいの頻度でされるんですか。

### 文化振興財団齋藤常務理事

普通は年3回ぐらいです。

### 秋山委員

年3回ぐらいでパッと見て分からない資料で説明されて、理事の方は本当の意味の経営判断をされているのでしょうか。

### 文化振興財団齋藤常務理事

確かに総事業費が30億円を超えていまして複雑になっていますし、持っている施設も11と多いのでなかなかご理解いただきかねるところもあります。ご指摘もいただいておりますので、できるだけ参考資料を充実する中で、短時間の中でもきちんと理解していただけるように努力していきたいと思っております。今後の努力もしていきたいと思えます。

### 秋山委員

せっかく行革審でこういうことをやっているわけですから、少なくとも表の合計値を付けるとか、同じ言葉を使っているのに数字が違っているところについていちいち説明しなくてもいいような数字のまとめ方をすべきではないか。よくあるのは、民間の会計と公会計が違って、言葉の違いだけで説明を何度聞いても分からなくなってしまうんですよ。何ヶ月かに1回の説明を聞いても分からなくなりますので、そういう意味では用語の使い方を含めて統一していったらいいかなと思います。「事業の区分と収支状況」(資料P. 17)でも支出の欄を横方向に足すと合計がいくらになるのでしょうか。時間が必要なので回答はいいですけど、これも先ほどの資料(資料P. 4、P. 5の表)と金額が違っているのではないかと思って質問しました。とりあえず以上です。

### 鈴木会長

ここも文化振興という名前はいいんだけど、簡単に言うと、やはり不動産管理をやっている、その受託収入が主な財源ですか。

### 福田生活文化部長

文化振興財団の主な収入は指定管理料で、施設管理が中心です。ただ、儲けは自主事業からのものが多くなっています。

## 鈴木会長

儲けはまた別の論議をしたいけど、30億円の収入は、ほとんど不動産管理で得ている。施設が11あるということで、色々な施設をひっくるめている。だから文化振興ということより、不動産会社という面が非常に大きいんですね。

それで私が一番心配するのは、施設を本当に管理できるのかという問題です。アクトシティの図(資料P. 15)は簡単に書いてあるけど、よくよく見ると、(実際に業務をするのは)下請けの下請けではないですか。

## 福田生活文化部長

はい。実際の舞台管理や施設管理はほとんど下請けになります。

## 鈴木会長

だから文化振興財団は手をつけないで、手数料で稼いでいるということになっていないですか。

## 福田生活文化部長

実質的にはそうになっています。文化振興財団そのものは指示、計画、そうした総務事務が中心です。

## 鈴木会長

だから業務をやっているのは何段階も経た末端(の業者)ということになるんじゃないですか。

## 伊藤会長代行

第1次行革審の時は、この右側のアクトシティ・インベストメントの上にオリックスがあって、アクトシティ・インベストメントは自分のところについての色々な管理は、ある会社に委託していた。それで文化振興財団は、自分の施設であるホールとか何かはまた別で自分でやっていた。

共有部分だけがこの図の形になって、オリックスと文化振興財団が作った合弁会社であるアクトシティ・マネジメントの下に確かもう一つ全国ネットの管理会社があって、アクトシティ・マネジメントがそこに頼んで、そこが実際に設備と警備と別々にやっていますという絵だったんですよ。アクトシティ・マネジメントの下にもう一つ会社が入っていませんか。今はもう直接になっているんですか。

## 福田生活文化部長

以前はザイマックスという会社が入っていました。現在はもう入っておりません。

## 伊藤会長代行

ということは、今は直接、実際にやっているところに頼んでいるということですか。

## 福田生活文化部長

はい。直接行っています。ザイマックスは18年度まで間に入っておりまして、その後は直接になっています。

## 伊藤会長代行

この絵もそうなんですけど、文化振興財団は、以前はアクト財団でした。アクト財団はアクトを守って管理するというので比較的設備管理は分かりやすかった。その中にホールがあるからそこで音楽事業をしているということだった。ところが文化振興財団は全部やっている。今、鈴木会長から質問もありましたけど、実は私は理事をやっているものだからあまり大きな声では言えないんですけど、我々市民は、文化振興財団は文化のことをやってくれているんだと見ている。だけど実際には、11の施設の不動産管理業に近くて、それが30億円の事業の中の8割方、20数億円ある。確かに、この中にはホールの管理のように、音楽事業なり文化事業と一体となって管理しなくてはならない部分があります。ところが展示イベントのような文化とどうもあまり関係ない不動産管理もあるし、この図にある共通部分の管理も全然文化とは関係がない。特にアクトの場合には、あれだけ大きい施設を持っていますと、将来的に色々なことが起こってくる可能性があると思うんです。例えば商業施設の競争力がなくなって店舗が出ていってしまいましたとか、色々な改修をしなくてはいけないとか。そういう動きが出てきますと、当然市の問題になりますけど、他の施設でも施設管理と文化事業が連動しているところがあると思います。そういう中で、そういうものと文化振興財団で本当に文化事業を担っていかなくてはいけないところが混在している。30億円という大きなお金が流れて170人ぐらいの職員がいながら、そのうちの8割方のお金も職員も実は施設管理で、文化事業をきちっと担ってもらう専門家集団という部門と非常に混在をしているのではないかと。

施設管理は公開して公募しますということになると、もしかすると半分ぐらいの施設は違う民間の方が仕事をとる可能性だってあります。それと名前が文化振興財団なんですから、多分、文化事業と仕分けできない部分があるとは思いますが、そこはどのような仕分けができるかはともかくとして、要するに施設管理でやっていく部分と、音楽なりを含めた文化事業でノウハウを持ってやってほしい部分とをきっちり整理するべきだと思います。将来的には文化振興財団を組織的にも分けなければいけない可能性があるのではないかと。やはり30億円の中の25億円ぐらいがそういった施設管理で、その中で切り離せないのが例えば5億円分あるとしても、20億円の施設管理の機能と、文化事業の機能とを分けるべきだと、私自身は個人的にそう思います。

それから秋山委員さんから理事会はどうなっているんだというお話がありましたが、文化協会とアクト財団が合併して文化振興財団になり、大きくなった時点でもうくちやくちやくで分からなくなって、整理し直してくれとかなり申し上げて実はようやくここまでできました。もう少し精査が必要だと思います。理事が何を聞いても分からなかったですね。理事会で説明いただいても、確かに理事会は法的にも必要な機関で、承認をもらわないと決算ができないということですから説明はいただくんですけど、我々が聞いても分からなかった。ようやく少し分かるようになってきた状態だと思います。これはもう少し整理して、きちっと一般市民の方に分かりやすいものにしなくてはいけない。そのために、施設管理と、市の部の中ではなかなかできにくいものを専門家集団がやるという文化事業の機能とを分けておく必要があるのではないかとと思いますがいかがでしょうか。

## 福田生活文化部長

ご指摘のとおりでして、文化振興財団は今までは特にアクトシティにつきましては大ホール、中ホールを使った文化活動という面に重点を置いておりました。今後は市内の様々な文化団体が成長して



きておりますので、これらの取りまとめや、中間支援組織となるような方式を考えられないかと、今、文化振興担当部署の中でも考えているところです。そういう意味でも文化振興財団の位置づけ、あり方を単なる施設管理と、市内全域の文化事業とのすみ分けをしっかりと考えていきたいと思えます。

#### 伊藤会長代行

もう一つ、先ほどの質問で、アクトシティの官民共用部管理フロー(資料P. 15)の図がありますけど、文化振興財団が独自でやっているところがありますよね。その部分と、共用部のウエイトはどうでしょうか。お金は実際にいくらになっているんですか。

#### 文化振興財団齋藤常務理事

今、アクトシティ・マネジメントにいくら支出しているかという詳しい資料は持ち合わせておりませんが、共用部分については文化振興財団からアクトシティ・マネジメントを通じて、設備会社や警備会社に委託しておりますけれども、文化振興財団はその時には経費をとらないということで、そのままのお金が行く形になっています。共用部でないところの例えば清掃とか、民間に関係ないような舞台設備や照明だとか、独自でやるものは文化振興財団から直接そうした関係会社へ委託しております。

#### 鈴木会長

秋山委員どうぞ。

#### 秋山委員

この図で、アクトシティ・インベストメントは民間のオリックス系の管理会社ですよ。私の会社がアクトの建物に入っているのに関係しているんですが、オフィスとアクトプラザという商業施設があるわけです。アクトシティ・マネジメントはそういう意味では両方をやっているんですね。それで、多分オフィスですとか商業施設はアクトシティ・マネジメントにダイレクトに入っているのではないかと思いますので、総額としてどれぐらいの金額がどういうふうに流れているのかという数字を入れて、あるいは設備会社、警備会社って書いてありますけど、具体的な名前を入れてもいいのではないかと思いますので、ここを分かりやすい形で次の機会があったらぜひ見せていただければありがたいと思えます。

#### 鈴木会長

はい。どうぞ。

#### 井出委員

私からはソフト事業に関連する質問をさせていただきたいと思えます(資料P. 17)。ソフト事業には3種類あって、一つ目は文化振興財団の自主事業で、これは採算性を考慮した比較的ポピュラーなプログラムが多くなっています。それから二つ目は受託事業で、市が政策として行なう文化事業を文化振興財団が受託して実施するもの。それから3つ目は負担金事業で、これは市と文化振興財団が共同して行なうものという分類になっています。19年度の決算の数字を見ますと、自主事業、受託事業は黒字ですが、負担金事業は赤字になっていて、支出の項目の金額が非常に大きいと感じます。先ほど規模が大きい事業なのでという説明でしたが、規模の大きさに見合う金額なのか、合理的

に見合っている金額なのかが少し分かりませんので、どういったところに支出されているかを教えてくださいたいと思います。

#### 福田生活文化部長

負担金事業は浜松国際ピアノコンクール、浜松吹奏楽大会、それから19年度は合唱祭等がありました。これらは比較的収入が得にくい事業で、文化振興財団にも協力していただいていたということになります。入場料収入もほとんどありませんし、この分については市の支出を減らす意味でも、どうしても文化振興財団にある程度の負担をお願いしています。

#### 井出委員

支出の内容、性格は今の内容で分かりましたが、具体的な項目を分けていくと、果たして本当に見合った金額なのかどうか。不必要に高いということも実はあるのではないかと感じました。この部分でもっと節約できないかと感じます。負担金事業は約1,700万円の赤字が出ています。赤字が出るということも今のご説明で一応分かりますが、この赤字は文化振興財団が負担しているということでしょうか。

#### 福田生活文化部長

はい。この分は文化振興財団に負担していただいております。

#### 井出委員

では次の質問ですが、財源等内訳(資料P. 5)を見ますと、市からの受託事業にも、受託なのに文化振興財団の自主財源4,900万円が投じられています。これはなぜでしょうか。

#### 福田生活文化部長

市からお願いしている事業にはジュニアクワイアや音楽院事業等がありますが、文化振興財団としてもこれに協調して文化事業を展開するということです。特に音楽院事業等の中ではそうしたものが結構あります。その費用については応分の負担と言ったらおかしいですが、文化振興財団にご負担をいただいで一緒に文化事業をしています。規模を拡大していきますとどうしても市の財政では足りない分が出ますので、市と文化振興財団と共催という形の中で負担してもらっているということです。

#### 井出委員

共催ということですが、そうすると受託事業の差額が856万円(資料P. 17)ですから、文化振興財団の自主財源がなければ赤字だったということになりますよね。市の事業の帳尻合わせに財団が使われたと読めないこともないのですけれども、いかがでしょうか。

#### 福田生活文化部長

受託事業はほとんどきっちりその内容で計算して利益が出ないような形でやっていますから、最終的には文化振興財団に負担してもらう部分が多いです。普通、文化事業では負担していただく場合が多くなります。ただ、受託事業についてはこの他に文化財事業その他もありますので、そちらでは

黒字になっております。文化財の発掘調査を受けています。

## 井出委員

分かりました。先ほども箱モノ管理と文化事業の関連のお話がありましたが、箱モノの管理と文化事業は別であってもいいのではないかとということもあります。同時に、文化事業に対する金額で、仮に箱モノの維持費に10億円としますと文化事業には2億円というわけで、5分の1とはいえかなりな金額になるんですが、もう日本の社会はかなり物質的にも恵まれて満たされてきていますし、これから少子高齢社会ですから、福祉や文化といったソフト面が市民から重視されて要望が高まってくる分野ではないかと思えます。音楽の都として文化事業も大事ですけども、音楽の都に挑戦している浜松市として、箱モノと文化事業との比率をどのようにお考えかということをもう一度お聞きしたいと思えます。

## 福田生活文化部長

箱モノと文化事業は両方とも密接に絡んでいますから、一概に良い、悪いは言えないんですが、私どもとしてはできれば文化事業は、市がやらなくても、昨日の「やらまいかミュージックフェスティバル」のように、市民の方に力を付けていただいて、市民の方が直接、自主的にやっていただければよいと思っております。今後においては市が直接関わって行なう事業は比率的には少なくしたいと考えておまして、文化振興財団においても、そうした団体への育成や助成等を中心にシフトしていくのではないかと思います。そうなりますと箱モノ管理ということになるんですが、そうした施設管理につきましても、今後の問題で、先ほど申しましたようにどうすみ分けるか、どの方向性にもっていったらいいか考えてみたいと思えます。

## 井出委員

ありがとうございます。箱モノ管理の節約もそうですけど、文化事業でも経営努力というか節約に向けて努力していただきたいと思えます。

## 鈴木会長

岡崎委員さん。どうぞ。

## 岡崎委員

今、市では固定資産の管理を縦型から横型に変えて、資産経営課が色々な建物を横断的に使おうという方向に行っています。私、ずっと見ておりましたら、今、文化振興財団で使っている施設管理費が約25億円で、先ほどからのこの他の12団体の中では体育協会がやはり施設管理をやっていて約7億円。それから浜北のなゆたホールが大家さんをやっているとか、勤労福祉協会がUホールやアイミティを管理している。こうした不動産業務を全部集めますと膨大な額になるんですね。そうすると「浜松市不動産公社」を作って、全部一箇所にまとめて、全ての外郭団体の不動産事業をそこへ全部集めて管理するという手はないんですか。というのも、例えばなゆたホールは従業員が一人、役員一人しかいませんので、自前で管理できないから施設管理を文化振興財団へ委託しています。内々でやっているわけですよ。色々な外郭団体が色々な形で、あっちで管理しこっちで管理し、孫受けをしたりその下請けしたりしてすごく複雑になっている。こんなことは本当に無駄だと思います。

市では今まで縦型だった施設管理を、資産経営課を作って全資産の有効利用をしようとしているのですから、外郭団体が22ありますけど、ぜひ外部団体でも全ての不動産、設備の管理運営について、一度全部洗い直して一箇所で統合的に管理するというのも一つの選択肢ではないかと思いますがいかがでしょうか。

### 福田生活文化部長

私どもも今年度から資産経営課ができて、そちらから色々な資料を出したり、方向性を検討したりということをしています。その中で、市の持っている施設や空き教室の有効利用等を図っております。市は資産をたくさん持っていて、その方向性と言いますか、使い方はやはり市で統一していくのがよろしいかと思しますので、資産経営課とも相談しながらその辺は検討して進めていきたいと思っております。

### 鈴木会長

山崎副市長、今、非常にポイントとなる話があったんですよ。先ほどから聞いていますと、建設公社、まちづくり公社、土地開発公社もなかなかまとまらないということで先送りになった。それから先ほどから論議している22の外郭団体のうち残ったもので、今度は文化振興財団と清掃公社が出てきた。ずっと見ていくと、やはり元を直さないと。今あるものをくっつけたり、離したりという小細工ではいけないのではないかと。結局、時代は変わったけどとにかく今までのことにこだわってしまう。文化協会とアクト財団が合併して文化振興財団になったって言ったけど、これでは文化ではないですよ。不動産財団ですよ。先ほど岡崎委員が全部集めると膨大な額になると指摘した。「事業の区分の収支状況」(資料P. 17)を見ると、自主事業、受託事業、負担金事業は全部合わせても6億円ぐらいです。それで施設管理事業の25億円というのは不動産管理だから何も無いわけだ。これでは文化振興財団ではなくて不動産管理財団ですよ。そういうことで、別に今あることがどうこういうのではなくて、先ほどから話があるように、これはまとめて元を直さないと。上っ面でぐじゅぐじゅやっても駄目だと思います。皆さんの意見も、収支が出てきて、借地がどうだとか、引当てをしったりしてなかったりということで、小さな財団を作ってちょこちょこやっているより、一本化して、総合的な縦割りから横断的なものを作っていく。今日いらっしゃる三副市長もこれだけ話を聞いていけば、今の状況は少しおかしいなどお考えになられたと思います。一度よくトップとご相談いただいて、抜本的なことをしなければ。部長に説明してくれと言っても、部長さんはやれと言われたことをしているだけで権限がないから説明しにくいでしょう。だからやはり総合的にかかあるべきだというものをやっていただきたいと思っております。

### 中山委員

今ハードの問題を言われましたけど、やはり人の問題もそうです。市の職員がやったり、そうした財団の職員がやったりして、色々なところでダブっているわけですよ。これに合わせて人の問題も解決していけば、かなりすっきりした形になるのではないかと思います。

今の文化振興財団もわかり、まだ他にも色々ありますけども、片方は市でやって少し赤字が出るとそれじゃあ予算をつけてその外郭団体でやるだとか、色々な格好で市と外郭団体の両方で考えるよりも、一箇所で考えたほうがいいのか。もちろん司令塔は市であっていいわけですけど、どこが主体でやるかということでは、一般の企業がやるほうが市でやるよりも非常に効率が良いというこ

とだけは間違いないと思います。その辺も含めて、ハード面とソフト面と両方お考えいただけたら非常にありがたいと思います。

## 鈴木会長

原委員さんどうぞ。

## 原委員

質問や意見などが色々出た後ではありますが、私は文化振興財団の基本財産の運用について確認したいと思います。基本財産が21億3,800万円、19年度の運用益が3,700万円であったとご説明をいただきました。それに関連して、文化振興財団と市に次の5点を確認したいと思います。

まず基本財産の運用はどのような形でされているのか。おそらく国債や地方債が中心だと思いますが、その説明をしていただきたいと思います。次に、そもそも約21億円もの基本財産の運用の意思決定のプロセスがどうなっているのか。最終的に誰が責任を負うのかということ。それから、その運用にあたり、投資の確実性というか安全性が担保される仕組みはあるのでしょうか。次に財団の資金運用に関して、市のチェックなどの関与はあるんですか、ないんですか。あるならば、どういった関わり方をしているのでしょうか。更に文化振興財団に限らず全ての外郭団体に関わることですけれども、各団体の資産運用に関して、市は何らかの基本的な考え方を示しているのでしょうか。

確認したい点は以上のようなことですが、要するに、昨今の未曾有の金融不安という金融情勢もあることですし、安全で確実な基本財産の保管・運用が気になります。特に文化振興財団は21億円という、外郭団体22団体の中では最も多額な基本財産を抱えておりまして、そのうち20億円は浜松市が出捐しています。つまり私どもの税金が原資ですので、その保管運用状況をぜひ明らかにしていただきたいと思います。この点については、先ほどの説明では基本財産の運用には十分な注意を払うという説明に止まっておりますが、一步踏み込んだご説明をいただければと思います。

## 福田生活文化部長

それでは、運用の仕方やプロセスは文化振興財団からしてもらいます。

市のチェックですが、現在は、これは文化振興財団に限らないのですがチェックは出来ておりません。毎年どのように運用していくかですが、私ども報告は受けますが、それについてどうこうということは今のところしていないのが実情です。今後におきましては先ほどのご指摘にもありましたように、こういう時代ですので、資金運用に対しては報告を受けの中で、更に厳しくと言いますか、私どもも専門家ではありませんので、財務当局、会計当局に相談しながら、その良し悪しを判断したいと思います。今後の資産運用に関しては、私の立場からは何とも言えないですが、市全体で多額になりますけれども多くの財団の資金運用をまとめて市がやっていくのは制度上少し難しいかなと私は思っております。運用については文化振興財団から説明してもらいます。

## 文化振興財団齋藤常務理事

現在、文化振興財団の運用の仕方は、基本的には国債、格付けのいいところの県債・市債、定期預金、利率がいいものとして外国債のうち元金保証で円建てのものでいわゆるソブリン債も買っています。そういったもので全体を運用しています。

## 鈴木会長

それではよろしいですか。今、色々な話がありましたけれども、これも三公社(建設公社、まちづくり公社、土地開発公社)の問題と同じで、まず基本の抜本的な解決からスタートしないといけない。今後の問題として検討いたしますというのでは駄目なんです。やらないということですから。やはり元を直してどうするかを21年度に反映させていくことをお願いします。以上で終わって、次の議題へ移りたいと思います。

## (4)(財)浜松市清掃公社について

### 鈴木会長

最後の議題、清掃公社の説明をよろしく願いいたします。

### 尾高環境部長

環境部の尾高と申します。どうぞよろしく願いいたします。清掃公社について説明を申し上げます。

まず基礎データです。基本財産ですが、19年度決算における資本金等の総額は3億5,700万円となっており、そのうち市の出資額は3億1,700万円、出資割合で88.8%となっています。財政依存状況ですが、19年度決算における総収入は11億1,300万円で、このうち市の支出は業務委託で300万円がありまして、依存度は0.3%となっています。

次に主な事業内容につきましては、まず清掃公社の設立の経緯を述べさせていただきたいと思えます。記載のとおり、昭和30年代のし尿収集におきましては、無許可営業や不法投棄、12許可業者による料金トラブル等の問題が発生しておりました。こうしたことから、市民から市に対しまして早期に公社の設立を求める意見が多くなり、昭和41年3月の市議会文教厚生委員会の附帯議決、昭和43年4月の市清掃対策審議会の答申、それから自治会連合会からの設立要望書の提出等を受けまして、昭和43年12月に公社設立準備事務局を設置し、昭和44年4月1日に浜松市の清掃事業の能率的かつ衛生的な運営を推進し、市民の生活環境を清潔に保持し、衛生思想の向上と福祉増進を図ることを目的に財団法人浜松市清掃公社が設立され、翌昭和45年4月1日からは旧浜松市内全域の収集を開始したところです。

清掃公社の事業概要としましては、自主事業としてし尿収集、浄化槽清掃及び浄化槽維持管理事業があり、これらが清掃公社の基幹事業となっております。その他、受託事業として、浜松市平和清掃事業所の破碎可燃物運搬事業、また、清掃公社を総括的に運営管理する総務管理事業があります。

これらの事業の19年度収支等の概要は、収入合計が11億9,600万円、支出合計が9億9,100万円となっています。

その財源内訳としましては、破碎可燃物運搬事業における市の委託料300万円以外は全て自主財源となっています。また、従業者数はパートを含めまして平成20年4月1日現在64人です。

次に財務状況です。19年度決算における正味財産期末残高は、正味財産増減計算書の最下段に示してあるとおり、16億8,400万円です。

資産の合計につきましては、貸借対照表に示してありますように23億6,200万円となっています。

次に財産の状況ですが、土地は全て市有地です。今年度から借上料の減免は受けておらず、年額240万円を市に支払っているところです。建物は全て清掃公社の所有となっています。

役職員等の状況です。まず役員数ですが、理事が8人、評議員が8人、監事2人の総数18人のうち、市職員が4人、市OBが常務理事として1人となっています。役員報酬は、「財団法人浜松市清掃公社役員の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁証規程」に基づき、常勤の理事長が月額45万円以下、その他非常勤役員は日額1万1,300円です。

職員給与は、市に準じた給料表を適用してきましたが、18年度から市が新給料表を適用しているのに対し、まだ見直しができおりません。その他の手当についても同様です。精勤手当は前年度まで月額2万1,000円でしたが、労使交渉の結果、3年間で段階的に廃止することで合意ができ、今年度は1万4,000円、22年度には完全に廃止することになっています。作業手当は市の職員の清掃運搬作業に従事する職員の特殊勤務手当と比較しています。

次に行革審答申への対応です。第1次行革審では一点目の経営計画策定の答申に対して、平成19年2月に第2次経営健全化計画を策定しています。二点目の職員給与の見直しとして、給料表の見直し、精勤手当の廃止、退職給与引当の実施との答申に対し、労使交渉を継続する中で給料表の見直しはまだ実施できておりませんが、先ほど申しましたとおり精勤手当は22年度までの段階的廃止を19年度末に決定し、退職給与の引当ては18年度に実施いたしました。

第2次行革審では、一点目の経営健全化計画の進捗状況の公表との答申につきましては、行政経営プランで公表するとともに、損益状況についても市のホームページで公表しております。二点目の予定する自主的な運営組織の経営形態の明示との答申につきましては、現在第2次経営健全化計画の目標達成に向け事業を推進しているところですが、仮に達成できない場合の運営組織の経営形態は21年度までに検討していくこととしております。

次に論点整理の一点目、民間業者に許可を与える場合の課題です。し尿処理、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬につきましては、収集運搬における市の責務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条の2に規定されています。し尿や浄化槽汚泥の処理は、一般廃棄物として市町村の固有事務とされており、市町村の責務として一般廃棄物処理計画を策定し、その処理計画に基づきまして生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないとされています。このことにより、市町村が自ら又は委託することで、収集、運搬、処分することになりますが、市町村で収集処分が困難な場合は、一般廃棄物処理計画に適合し、かつ許可条件に適合した業者に一般廃棄物処理業を許可し、業として行なわせることができることになっています。本市では一般廃棄物処理計画に基づき、し尿収集を直営や委託することなく、許可業者にさせているところです。許可の有効期限は2年間となっております。更新にあたり申請書を提出することになります。清掃公社におきましても設立以来、市からの許可を受け、業務面では安定した処理のもとに市民サービスに貢献しているところです。

二点目の複数業者の許可についてですが、市は一般廃棄物処理計画の策定にあたっては市民生活の環境保全を最優先に考え、一区域に一業者を許可することで、区域内のし尿収集に責任を持って当たらせ、定期的かつ確実な収集を確保することとしています。平成17年に合併した旧各市町村におきましても同様に区域ごとに一業者の許可としており、現在もその形態を引き継いでいます。し尿収集量につきましては下水道整備の普及により、確実に減少することが予想されています。現在、

市が許可している7業者もそれぞれ十分な能力を有してはいますが、一区域で複数業者に許可を与えることになると、収集効率の悪い地域の扱いや料金についてもバランスを欠く恐れがあり、市の責務としての確実な収集が確保できなくなることも想定されます。したがって現状の形態でこのまま業務を進めていくことが合理的であると考えております。なお、参考に現在の許可の状況は後ほどご覧いただきたいと思っております。

三点目に、整理・統廃合計画における達成目標とする判断基準とは、このままの経営を継続していくと大変厳しい状況が予測されることから、抜本的改革を進めることとして策定した第2次経営健全化計画の中の今後の対応策で示した職員数の適正化、職員給与の見直し、組織の見直し等について改善を図り、赤字経営にならないことです。四点目に、目標が達成できなかった場合の運営組織としては、市からの支援を受けない独立採算を目指す運営組織の法人を想定しています。

五点目に、第2次経営健全化計画に基づき見直した事項です。先ほどの繰り返しになりますが、精勤手当は20年度から段階的に削減し、22年度には完全廃止します。退職時特別昇給制度の廃止は、退職時に2号給アップしていたものを19年度退職者から廃止しております。健康保険料負担割合の見直しは、20年度から事業主負担と被保険者負担の割合を7対3から5対5に見直しました。組織のスリム化は、20年度から部制を廃止し課制としました。給与の削減は18年度に退職者2名がいましたが、退職者不補充により職員給与総額で削減できました。職員給与の見直しや各種手当などまだ見直しできていない項目は、継続して見直しを行うよう指導しているところです。

六点目に市への依存度ですが、市からは補助金を15年度以降支出しておりません。また、市との委託契約は、19年度に平和破碎処理センターにおけます破碎物運搬業務が随意契約として1件ありましたが、これは平和破碎処理センターの火災事故が復旧したことにより、緊急かつ短期間の業務であるため随意契約としたものです。20年度からはこの業務を一般競争入札としましたので、市への依存度は無くなっています。

七点目に、規程中の「市に準ずる」という規定を削除し、清掃公社独自のものとしております。今後下水道の整備の普及に伴いまして収集量の減少が予測されています。収入面では厳しい状況が見込まれているところです。このことに対応し、第2次経営健全化計画で求める経営基盤の確立のため、人件費等の決め方につきましても、市に準ずることなく清掃公社の経営状況を十分考慮して決定しようとするものです。

八点目に、今後の市の清掃公社に対する考え方です。清掃公社は財団法人であることから、「浜松市土地開発公社等の事業の総合調整及び助成に関する条例」に基づきまして、運営に当たり市から指導を受けることとなります。また、市の出資率が50%を超えているため、地方自治法の規定により、市は予算にかかる調査権を有するとともに、同じく地方自治法の規定に基づきまして、毎年度、市長から経営状況説明書を議会に提出することとなります。料金設定におきましても市の審議会の答申を受け、清掃公社の理事会において決定しております。他の業者もこの料金を参考にするなど抑止効果があるものと思っております。清掃公社を民営化することに関しては、料金の安定性の確保など、民営化することについての影響等について十分検討する必要があります。したがって当面は21年度までの経営健全化計画の実施状況を確認しながら、財団法人の形態を継続してまいりたいと考えます。

九点目に公益法人の認定についてです。基本的な方向としましては、より一層の経営の安定化を図るため、現在の税制上の優遇措置よりも非課税の適用が受けられる公益法人の認定を目指してい



る清掃公社に対し、市としましても同意しますけれども、当面は経営健全化計画に掲げる目標値の達成のための努力を遂行し、経営基盤の確立に努めるよう指導してまいります。この度の新しい公益法人制度は、平成20年12月1日より施行されますが、一般財団法人への認定にしましても、公益財団法人への認定にしましても、移行申請の期限であります平成25年11月末日までに手続きをするよう指導してまいります。公益法人としての認定見通しにつきましては、現在の清掃公社が行なっている事業の中の基幹産業でありますし尿の収集業務、浄化槽清掃業務、浄化槽管理業務が現時点においては主務官庁から公益事業として認められていても、認定の申請を提出した時点におきまして、県の公益認定等審議会という合議制の機関で、指導監督基準に照らし合わせて公益にふさわしくないと判断された場合には認定されない場合もありますので、認定の見通しは難しい結果も考えられる状況にあります。

最後に＜参考1＞はし尿汲み取りの市内業者の比較です。現在の市内区域における許可業者と収集戸数、料金を示しています。料金は比較しやすいよう平均的な世帯の収集料金としています。＜参考2＞は単独処理浄化槽の清掃料金、＜参考3＞は合併処理浄化槽の清掃料金の一覧です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 鈴木会長

市の説明が終わりました。委員の皆さんからご意見をどうぞ。

#### 井出委員

先ほどし尿等の収集運搬のご説明があり、業者に許可を与えて実施しているということでした。他に家庭から出るゴミとしては、燃えるゴミ、燃えないゴミ、ビンや缶、プラスチックなどの資源物や粗大ゴミなどがありますが、こういった他のものについても許可制がとられているのでしょうか。

#### 尾高環境部長

今ご質問いただきましたものは市が直営でやっている部分と、委託でやっている部分があります。

#### 井出委員

許可はないということですね。

#### 尾高環境部長

事業系のゴミは許可制ですが、一般家庭から出るゴミは許可制ではありません。

#### 井出委員

し尿等の収集運搬というのは事業系のものなんですか。

#### 尾高環境部長

し尿収集は、事業系と一般家庭のものとの区別はありません。

## 井出委員

直営や委託ではなく許可制になっている理由を知りたいのですが。清掃公社の設立以来、許可制でやっているから許可制をとっているということでしょうか。

## 尾高環境部長

実は、し尿収集につきましては、昔は誰でも仕事をしておりました。清掃法だと思いますが、そこで市町村の責務と位置づけられ、市町村でやらなければならないことになったのですが、その時に既に従来の業者さんが色々ありまして、市の直営にすることになりますと言いが少し適切ではないんですが市がその業者さんから仕事を取ってしまう形になってしまうものですから、直営若しくは委託とはせずに、そのものに申請をさせ、許可を与え、そのまま仕事を継続していただくという経過だと理解しています。

## 井出委員

そうですか。特別扱いを業者に与えているかのように思えて、合理的な理由とは受け止められないのですが、今の形態がそうであるということで、この先もその形態を続けていくということですね。分かりました。

## 鈴木会長

はい。どうぞ。

## 原委員

今、許可制のご説明をいただきましたが、許可制にした場合に、業者が市民からいただく料金の設定も市の許可事項になるのでしょうか。また、現在は原則一地域に一業者を許可しているということですが、先ほどのご説明の中であった浜北区あるいは三ヶ日町のように、他の地域でも複数の業者に許可することはできないのでしょうか。複数業者に許可すると収集効率の悪い地域のサービスが低下するとか、収入の面でバランスを欠く恐れがあるということをおっしゃっていますけれども、逆に常識的に考えると複数業者に競争してもらったほうが料金の低下やサービス向上につながるのではないかと考えられなくもないと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

## 尾高環境部長

確かに三ヶ日と浜北は2社が入っておりますがこれは区域を定めています。市町村合併前に2社があったものですから。市としては、し尿収集に関しては、一区域一業者という形になっています。

複数にして競争をというお話でしたが、設立の経緯で申しあげましたけれども、当時、旧浜松市内では言ってみれば12業者が競争でし尿収集の仕事を取っていました。その中で、先ほど申しましたような色々な理由がありまして、一括して市に安定的に集めてほしいということで清掃公社がスタートしました。はっきり申しますと収集効率の悪い、遠い地域では、責任を持ってきちんとした仕事を、全ての要望する方々に対してのサービスが均等にならないことも懸念されます。できれば区域を定めて、その区域の中を、その業者に全て責任を持たせて安定的に収集させるのが最も効率的でないかと考えます。

## 原委員

そうすると、複数の業者が入った競争の結果、サービスが向上したということはないということでしょうか。市の清掃業務を完遂するためにそうせざるを得なかったということですか。

## 尾高環境部長

はい。合併以前からこういう形態をとっており、三ヶ日も東と西に分けてそれぞれ業者に許可を与えています。浜北も同じようにし尿収集に関しましては区域を分けて一業者ということで収集しています。

## 鈴木会長

はい。高柳委員どうぞ。

## 高柳委員

そうであれば、はなから決めるのではなく、許可を与える時に複数の業者の中から選ぶという方法はとれないのですか。一地域に許可は一社だとおっしゃっているんですよね。それをずっと長年続けるのではなくて、今、山の中とか遠いところという話がありましたけど、そういうところはどの業者がおやりになっても、動かないといけない距離は一定ですよね。私が仕事に行っても他の方が行っても距離は変わらない。そうしたら、住んでいる人の数の多少にもよるんでしょうけど、その距離の中での色々な見積もりが出るはずですから、二年間の許可を出す時に、競争はできませんか。

## 尾高環境部長

今のご意見ですが、仮にし尿収集が市の業務としてあって、それで区域を定めてこの区域をやりたい業者ということで競争させることは考えられます。例えば料金で競争させるとか、トータル金額で安くやってくれるかという意味で競争させることは、市が権限として委託を出す場合であれば競争原理が働くと思います。ただ、現状は、市が直接収集していません。現状としましては、そういう形に戻さない限り、一区域一業者で処理計画を与えておりますので、その面での競争は現在のところできておりません。

## 鈴木会長

次に岡崎委員どうぞ。

## 岡崎委員

先ほど市への依存度はないとおっしゃられたんですが、競争相手を排除して独占的に許可を得ているということは、市に100%依存しているということではないですか。そうでしょう。競争相手を全部排除して、独占権を与えて許可しているということは、清掃公社は市に100%依存しているということではないですか。

清掃公社はこのまま財団法人の形態を続けていきます、市の指導を受けていきますと言ってますよね。それでいて清掃公社は市に準じるという規定を外してしまいました。市が88%の大株主(出捐

者)で、しかも市から許可をもらって、財団法人として市の指導を受けていきますと言いながら、俺のところは俺のところやるんだ、ウチはウチで勝手にやりますということですね。

清掃公社が市の外郭団体としてやっていく以上は、市の政策に従うということです。でも待遇を見ると全部市より高いですよ(資料P. 11)。給料、高い。配偶者扶養手当、高い。借家の住居手当、高い。持ち家の住居手当、高い。全部高いですね。逆ではないでしょうか。いいとこ取りですよ。独占だけとっておいて市に従いますと言いながら、相変わらず市の政策には従わずにこういう高い給与でやっていくということでは、市民の方、今日お聞きになっている皆さん方だってこれで納得しますかね。言っていることと実際にやっていることがかなり矛盾しています。市の財団法人としてこのままずっと継続していくなら、市の指導を受けて、市の政策に従っていくということは、少なくとも市の職員の方達に合わせるか、そこまでもっていくことが必要ではないでしょうか。いかがですか。

### 尾高環境部長

以前は確かに規程中、「市に準ずる」という言葉を入れておりました。これを削除した理由ですが、先ほどから申し上げていますが、清掃公社のし尿収集におきましては毎年10%ぐらいずつ収集量が減って、収入が減っております。浄化槽に関しましてはほぼ横ばいか微増ぐらいですので、このまま推移しますと当然収入等が減ってまいります。ですから、あくまでも収入を含めたトータルの経営環境の中で給料を考慮しなければならないということで、独自に作っていきたくして削除しました。

### 岡崎委員

それは後の話で、私が言っているのは、とりあえず今、準じていないでしょう。準じていないのに、これから経営が大変になったらその時に経営環境に合わせるために準じるよう自分達で下げていきまうと言っているらっしゃる。その前にまず準じていただくのが第一ではないですか。なんで先に「市に準ずる」規定を外すんですか。市と同じ基準だと経営が悪くなった時に大変だから下げていくために私たちは「市に準ずる」規定を削りましたということでしたけど、今、市より高いじゃないですか。それをどう説明するんですか。「市に準ずる」規定を取る必要はなんにもないですよ。赤字になって、「今の給料では経営的にやっていけない。市に準じていたら僕達はやっていけない。だから市に準じるを外して、清掃公社独自のものを作っていきます」なら私も分かります。今、市より高い段階で、「市に準ずる」規定を外すのは、もっと高くするとしかとれないです。

### 尾高環境部長

先ほどから申し上げておりますが、経営健全化計画を作っています。これは赤字にならないために、文字通り、健全な経営をするための計画ですけれども、この収支見込におきまして収入は減っていくことはもう当然推測されますので、それに伴って給料も下げる、手当につきましてもう一度見直すということで、経営健全化計画の中に見直しを入れております。繰り返しになりますけれども、収入に見合った人員、給料等に改めていかないと健全な経営が難しくなるということで立てた計画です。

### 岡崎委員

それは将来の話です。ですから、今ここに出てきている資料を見る限りは全然改善されてません。

前の時よりむしろ後退しているのではないですか。

#### 鈴木会長

これは非常に重要な問題だと思うんですよ。環境部長、今、清掃公社の給与は市の職員より高いんですか、安いんですか。

#### 尾高環境部長

平均給料で比べますと若干高いです。

#### 鈴木会長

若干とはどのぐらいですか。

#### 尾高環境部長

2%くらいです。

#### 鈴木会長

2%ですか。それで、この間勉強会でも話があったように、退職するときに給与を2号上げて、退職金を余計に払ったとか、市の職員の行政職よりも給与は2%高く、市の技能職とはさらに2%高いから、両方で4%高いというお話だったのではないですか。だから全部市よりも高いんですよ。あなたは若干なんて簡単におっしゃるけど、数字で示してください。そういうごまかしはいけませんよ。

それで今岡崎委員と環境部長との話を聞いていて僕が割り込んだのは、清掃公社は市の職員より給料も退職金も高かったわけです。それで精勤手当の段階的廃止とか、退職時特別昇給制度の廃止は19年にやりました(資料P. 17)。健康保険料負担割合も7対3をようやく5対5にして、市の標準に戻した。それで次に岡崎委員が言われた市との比較(資料P. 11)。皆、市の職員より高いんですよ。経営健全化とか将来性のことを考えて、環境部長は大変心配をなさっていらっしゃる。心配なさっていらっしゃるなら、これを直すことが先ではないですか。直さないで「市に準ずる」規定を廃止しますということは、市より高い現状を認めることになってしまうのではないですか。そうでしょ。経営が悪化したから、今まで市の職員よりも高くしていたけどそれを下げると同時に、市の標準よりもっと経営が悪くなって下げなくてはいけなから「市に準ずる」規定を取りますということは明文化されてますか。明文化されてないでしょう。理事長どうですか。

#### 清掃公社岡田理事長

鈴木会長さんがおっしゃるように、確かにその点について明文化されておりましたが、本心は環境部長が申し上げたように、市より高くするという意図はありません。

#### 鈴木会長

いや、市より高くする意図はありませんと言うけど、今、高いんですよ。

### 清掃公社岡田理事長

それは確かにおっしゃるとおりです。それでなにもしていないではないかとおっしゃいますが、先ほど説明申し上げましたように、労働組合と交渉してきました結果、負担割合の見直しだとか、退職時特別昇給の2号アップの廃止だとか、そういう点で話し合いがまとまって、今年度から実施しました。いわば今はまだ経過中のものもありますけれども、給料表についても継続で交渉を続けております。ですから今の状態を決して是認しているわけではありません。あくまでも継続中です。

### 鈴木会長

今継続中ということは、市より高いものを市のレベルまで下げることの交渉中だということですね。

### 清掃公社岡田理事長

はい。先ほど市との給料表の比較で環境部長は2%とお答えしました。実際には、行政職の場合は4%程度高くなっていますので、そういった話し合いも継続して行なっています。

### 鈴木会長

だから、労働組合の問題は抜きにしまして、市より高いわけでしょう。それを今継続して交渉中だというわけですね。それは交渉していただかなくてはいけない。だけど、今ここで「市に準ずる」規定を外すということは、高かったものを下げると言いながらまた上げるのかと思う。それだったら、まずここで皆さんに市並みに下げますと言えるわけですか。

### 清掃公社岡田理事長

現在それを目指しております。継続中です。

### 鈴木会長

だから目指すということはどうすることですか。市の職員より高いのを下げる方向に目指している。まだ全部実現はしていません。そうでしょう。そうすると、「経営健全化計画に基づき見直した事項」(資料P. 17)でおっしゃってるものが今進行中なんですか。

### 清掃公社岡田理事長

それは話がついて20年度から実施をしているものです。

### 鈴木会長

いやいや、それは22年度までにやるということであって、現在全部下がっているわけではないですよ。退職金がピョーンと上がる特別昇給制度は20年度からやめました。これはいいですね。それに対して「職員給与」(資料P. 11)はみんな高いと書いてある。まだこれもやらなくてはならないわけでしょう。これはやらないんですか。

### 清掃公社岡田理事長

この中には、扶養親族については市が6,500円・・・

鈴木会長

ちょっと、ちょっと。私はそんなことは言っていないですよ。こっちを見てくださいよ。高いって書いてある項目は今、市より高いんでしょう。

清掃公社岡田理事長

はい。おっしゃるとおりです。市の昔の基準の数字に・・・

鈴木会長

いや、今の基準でどうですか。

清掃公社岡田理事長

今の基準に比べますと表のとおり高くなっています。

鈴木会長

だから昔の基準じゃないでしょう。今の基準と比べて高い、低いということが書いてあるんでしょう。

清掃公社岡田理事長

市は下げましたが清掃公社は下げているものですから、高いという結果が表れています。

鈴木会長

高いわけでしょう。それを下げるわけでしょう。下げないのですか。

清掃公社岡田理事長

そういう努力をしていきたいと思えます。

鈴木会長

いや、だから、努力をすると言うけど、「市に準ずる」規定を解除と言うか無くしたということは、どういう意味ですか。

清掃公社岡田理事長

だから本心は市よりも高くするという意思はありませんで、あくまでも市と同様あるいは低くするということを前提に、「市に準ずる」規定を削除したと私は考えております。

鈴木会長

では、市の基準になっていないのに、「市に準ずる」規定をやめてしまって、何を目標にやるんですか。だからこれからの問題と今の問題をきちんとしなくてはいけない。

もう一つお聞きしたいのが、清掃事業というのは今後ますます事業が増えて拡大していくんですか。減っていくんですか。

### 清掃公社岡田理事長

清掃公社が行なっておりますし尿の汲み取り、浄化槽の清掃については、必ず減少していきます。

### 鈴木会長

減少していくということですから、仕事は減っていくということなんですね。だから市よりも高い給料はまず市並みにする。そして経営の問題があるから、もっと低くしたい。こういうことです。それなのになぜ「市に準ずる」規定を廃止するんですか。それなら、今事業は年々減っていくんだとお話があったように、何年頃にはこうなる。そうすると現在六十何人かいる職員が大体これくらいになっていく。二十人になるという状況で仕事が減って、人員も減っていく。55歳以上が割合多いから、定年退職される方もいらっしゃると言えるんだろうと思うんですけど、そういうふうに仕事が減っていくから人員も減っていく。だから条件も下げていく。これをしっかりうたうべきではないですか。今高いのに「市に準ずる」規定を外すとすると、「あ、高止まりをしようと思っているのかな」ということになる。環境部長、それを明文化してくださいよ。

### 尾高環境部長

この場で明文化ということですがけれども、当然、最終的には清掃公社の理事会の承認が必要ですので、理事会に諮った上で検討していきたいと思います。

### 鈴木会長

「市に準ずる」規定は外してしまったんですね。

### 尾高環境部長

はい。

### 鈴木会長

理事のメンバーはどういうメンバーですか。

### 清掃公社岡田理事長

商工会議所から推薦していただいた方、自治会から推薦していただいた方、それから市の職員も2名。当然私も入っていますが、計8人で構成しております。

### 鈴木会長

8人が認めてしまって、環境部長がそれでいいと。それで市長までOKしたんですか。

### 清掃公社岡田理事長

あくまで市の指導に基づいてやっていることです。したがって、当然高くしていいなんていう市の指導はあり得ないと思いますから、高くする前提はなしで「市に準ずる」規定を外しております。そのところはぜひご理解をいただきたいと思います。



### 岡崎委員

外す理由は何ですか。理由が分からない。何で外すんですか。高くするはずがないとおっしゃるならそのままにすればいいではないですか。

### 清掃公社岡田理事長

経営状況によっては市よりも下げなければいけない場合が想定されます。ですから「市に準ずる」規定があることによって、清掃公社が赤字になるも関わらず、人件費の抑制ができないだとか、そういう・・・

### 岡崎委員

「市に準ずる」という意味は、それより下でも全く問題ないですよ。「市に準ずる」規定は市にしたがわなくてはいけないのではなく、それより下でも全く問題ないのではないですか。あなたは「市に準ずる」は全て市に並ばなくてはいけないとお考えのようですが、「市に準ずる」というのは下でも構いません。法律違反でもなんでもありません。市よりも低くしたいという時に、「市に準ずる」という規定があっても問題はありません。

### 中山委員

逆に準ずるということでやっていて、どうしてこんなに高くなっているんですか。こっちのほうがよほど問題ではないですか。

### 鈴木会長

現在、「市に準ずる」規定があるのにも関わらず、高くなっているのを認めていらっしゃるわけですよ。だから下げたって市に準じているのではないですか。

### 清掃公社岡田理事長

市の指導に従いまして、今後理事会等で検討させていただきます。

### 中山委員

一ついいですか。先ほどからし尿については業務が今後減っていくということですね。その数字はもうある程度見えているわけですよね。そうすると人員とのバランスはどうなりますか。

### 清掃公社岡田理事長

予定計画量に見合った職員の数、あるいは車両の台数、そういったものを先ほど申しあげましたように19年度から始めました経営健全化計画の中で示しておりますので、需要量に見合った要員を考えております。

### 中山委員

分かりました。それではそれをまた提出してください。よろしく。

それから、昨年から今年にかけて2名減ったという説明でしたね。これは退職者ですか。

#### 清掃公社岡田理事長

定年退職者です。

#### 中山委員

定年退職者ですね。仕事の量はどのくらい減ったんですか。

#### 清掃公社岡田理事長

仕事の量は、実は収入から申し上げますと昨年は平和破砕物焼却施設が火災に遭いまして、19年度は1ヶ月弱の仕事しかありませんでした。したがって火災による復旧作業で平和処理場が停止していた期間は、そこで従事する予定であった当清掃公社の職員を引き上げまして、主に浄化槽の清掃作業に従事させました。したがって浄化槽の清掃の業務量で申し上げますと、本来ですと先ほどから申し上げましたように、年間5%ずつ減少をしていくのが普通の状態ですけれども、19年度に限りましては18年度比900万円程度の増収になりました。したがって本日この表でお示しております19年度決算につきましては、若干特異的な面もありますけれども、もう20年度は年度始めから平和の破砕物運搬業務も稼動しておりますので、当然前年度に比べますと5%以上の減収が見込まれています。

#### 中山委員

分かりました。それでは、ここ数年の事務量と、退職者ばかりだと思いますが人員の資料を提出してください。それで市も90%近い出捐をしているのですから、やはりしっかりその辺は指導しなくてはいけないと思います。市もしっかりやってもらうという指導の仕方をお願いをしたい。

もう一つは公益法人の問題です。清掃公社は一般の収益事業ですから、公益財団法人になるということは非常に難しいと思うんです。そうすると一般の企業と同じということです。そうすると、例えばAとBと2つに分けて、この地域はA、この地域はBということで競争させるとか、色々な方法が考えられると思いますが、そういう方策も公益財団法人の認定の後、どういう格好でやるのかという計画もある程度なくてはいけないと思います。今度は逆に業務がどんどん少なくなっていくって、赤字になっても「市に準ずる」規定があるからということで、市と同じような格好になるのではないかと考えておきまして、この問題は行革審がガタガタ言ったから去年から始まったわけですよ。その前までは退職金についての月数にしても、もう本当に高い数字が出ていたと認識しておりますので、ぜひ我々が言っていることについては、組合があることはもちろん分かっていますが、素直に話をさせていただいて、やはり市以下にするということは当然ではないかと市民感情としては思っております。それだけは付け加えさせていただきます。

#### 鈴木会長

どうぞ。

### 秋山委員

旧浜松市でし尿の汲み取りが必要(資料P. 21)なのは約8,000戸ですけど、これは全戸数の中のパーセントでいくとどのくらいになるんでしょうか。

### 尾高環境部長

8,000世帯が全世帯の何%かという意味でしょうか。浜松市では全体で30何万世帯ありますが、そのうちの8,000世帯がという意味でしょうか。

### 秋山委員

細かい数字はいいんですが、全戸数の中でし尿汲み取りが必要な戸数の比率はすごく少ないですね。どうして市としては下水道100%を目指さないんでしょうか。

### 尾高環境部長

私が答える話ではないかもしれませんが、市の下水道計画につきましては、上下水道部で計画を立てております。要するに投資対効果と言いますか、費用対効果と言いますか、仮に100%やったとしても莫大なお金がかかりますし、収入が特別に増えるということもないものですから、ある程度下水道で整備すべき区域をきちっと定めて、それ以外は例えば合併処理浄化槽で対応するかどうか、そういう形を考えているはずですよ。

### 秋山委員

そうであれば投資対効果で、100%にやるのにあと何億円お金がかかるかという数字が出ているんですか。

### 尾高環境部長

詳しくは承知しておりませんが、当然、上下水道部ではその計画、もし旧浜松市内を全て下水道でやるとしたらいくらかかるという数字は出ているのではないかと思います。推測ですけども。

### 秋山委員

それを出した上で、例えば旧浜松市内の一部であるとか、三ヶ日であるとか、色々なところがあるわけですけど、その市民は下水道がなくて困っているわけですよ。そういう原点のところからものを見直すべきではないかと思います。

約40年前に清掃公社ができたわけですけど、その時点で収集していた戸数は何戸ぐらいなんですか。

### 尾高環境部長

その数字は今日持ち合わせておりません。すみません。

### 秋山委員

おそらく40年間の間に下水道は非常に普及したと思うんです。40年前に清掃公社が設立された

時の設立趣旨は文章を見る限り非常に良いわけですよ。市民の安全であるとか衛生であるとか、そういう趣旨なんです。ところが40年も経ってしまえば下水道が当たり前になっているんですから、その段階で、こういう形でごく一部の市民が不便を強要されている状況そのものにまずは問題があるんだろうと思います。違いますかね。

## 尾高環境部長

すみません。話が戻って恐縮でございます。先ほどの汲み取りの戸数は全体の3.5%です。

## 秋山委員

ですから、これだけ工業技術も発達して、人口分布も広がっているわけですから、100%を目指すという方針のもとにやっていると清掃公社が必要なくなるわけです。今の清掃公社は、はっきり言って規制緩和の流れにも合っていないです。その昔、何十社がそれぞれバラバラに競争していたために、料金がバラバラで市民が苦勞したということはもう無くなっているんですよ。だとすると、今こうして見るとA社からG社まで7社しかない。7社だけが特定の権限を与えられているところに問題があります。市が特定の権限を与えている限りその業者さんは赤字にならないでしょうし、清掃公社も赤字にならないです。費用が増えたらその分は汲み取りをしなければいけない市民に対する料金負担を増やせば済むんですから、決して赤字にならない業務体質で、その中には、言っちゃ悪いですが利権的なものがあるわけです。ですからそこを見直すという、一番大きなところをまずやるべきだと思います。それをした上で、本当に汲み取りが必要なところについては、高い料金であっても市がお金を出して下水道料金を払っている人たちと同じくらいの負担でできるようなことをやるのが本当に安心、安全、快適な浜松市だと思います。

少し辛口ですが、五十何人の人に市役所の職員とほとんど同じか高い給料を払っていることについては、市の監督不行届きではないか。その人たちがどの程度の仕事をしているのか。その仕事が生市の他の職員に比べて難しいのか、簡単なのか、ハードなのか、楽なのかということを含めた上で給料を決めなければ、少なくとも他のところに仕事を出さないという特定の権益を与えている浜松市としては、権益を与えられているところが自由気まま勝手にやることは避けるような指導をするべきではないかと思います。

## 鈴木会長

議論も出尽くしたようで時間も大分経過しましたが、いずれにしても、大変な仕事であることは私も十分理解しているからご苦勞さんだと思っているんです。だけど事実関係を事実のとおり述べてもらうことが非常に重要なんですよ。

今、皆さんのおっしゃる給与の問題も、高くなっていますということははっきりしているわけです。それを下げようと努力をしている中で、「市に準ずる」規定を外しますというのは、家に行って一度家族に聞いてみてください。行革審がうるさいことばかり言うけど、お前どっちが正しいかねって聞いてみてくださいよ。おそらく「それはお父さんが言ってることは間違っているよ」って言うだろうと思うんです。高いんだから。「まず市並みに下げる努力をします。その上で状況は段々悪くなっていくんだから、市よりも下げることを努力いたします」なら話は分かるんです。そうではないからね。これでは一般市民は分かりません。この気持ちは僕でも分からない。

最後にお聞きしようと思ったのは、市内許可業者の比較表(資料P. 21)で、し尿汲み取りの料金を見ると、旧浜松市はものすごい安いんです。それなら清掃公社の皆さんが、今の人件費で、三ヶ月も細江も天竜もやりなさいって言えば、この安い料金でできるんですか。

#### 清掃公社岡田理事長

机上では何ともお答えできませんけれども、言えることは、旧浜松地域に比べまして人家の連たん(家屋が連なっていること)程度が希薄になりますので、効率が落ちることは確実だと思います。したがって料金も上げざるを得なくなると私は思います。

#### 鈴木会長

そうでしょう。これは、三ヶ月だとか水窪の限界集落の山へ登って行って、1軒か2軒のところまで全部やるというと、距離が非常に長いんですよ。一方、旧浜松市内の収集戸数8,011は非常に近くにある。一覧表で並べてありますと浜松がすごく安くて、よそが高いように思いますけど、今机上だから分からないとおっしゃるけど、大体何キロで行けばどうだということは専門家の計算で出てくるはずですよ。許可制というのは誰が許可してるか分からないけど、料金を許可してるのは市ですか。清掃公社が決めるんですか。

#### 尾高環境部長

先ほど申しましたように、浜松市におきましては清掃公社のし尿収集料金につきましては最終的には清掃公社の理事会で決めるんですけれども、当然市が指導に入っております。それ以外のところにつきましては、公共料金ではございますが、業者自らが収益性を勘案して決定しているということです。

#### 鈴木会長

ちょっと待ってください。「市内許可業者の比較表」ですよ。どこかが許可してるんでしょう。

#### 尾高環境部長

許可は市です。

#### 鈴木会長

それでは、料金は許可しないんですか。

#### 尾高環境部長

料金は許可の範疇に入っておりません。

#### 鈴木会長

よきにとりからはからえだから、自主的に全部業者が決めていると理解していいわけですね。やるということは許可する。だけどいくら料金でやるかはお前たちの自由に任せる。自由裁量だと。こう理解していいですか。

**尾高環境部長**

ごく簡単に言ってしまうとそうなります。

**鈴木会長**

いやいや、簡単でも複雑でもいいんですよ。認めているのか、認めていないのかというだけです。

**尾高環境部長**

市が料金を定めるという公的な権限はありません。

**鈴木会長**

いや、だから、業者を許可するということは、料金も許可の中に入っているんでしょう。

**尾高環境部長**

入っておりません。

**鈴木会長**

入っていない。それではいくらでもいいんですか。

**尾高環境部長**

合理的な金額でなければならないと思いますけれども、先ほどから申し上げていますように、許可の要件には入っておりません。

**鈴木会長**

よく分かりました。業者は許可するけど、料金は許可事項ではないから、業者が自由にやっている。それで今度は清掃公社の理事長にお伺いします。そういうふう自主的にやっていたらいいんですが、あなたが理事長として見られた場合に、三ヶ日町の区域の2, 100円、あるいは旧天竜市を除く天竜区は1, 890円となっていて、旧浜松市の区域は人頭制でやっている。他の区域は従量制でやっている。そうした違いがありますね。それで、理事長さんのような専門家から見られて、2, 100円とか1, 890円というのはまあまあだろうなというご判断でしょうか。

**清掃公社岡田理事長**

先ほども言いましたように、机上の計算になりますので、民間各社が高い低いの判断を私はここでは申し上げられません。

**鈴木会長**

いや、民間であろうと、自分がおやりになったらどうなんですかということです。

**清掃公社岡田理事長**

ですから机上では申し上げられません。

**鈴木会長**

何も分からないということですか。

**清掃公社岡田理事長**

はい。言えることは、当清掃公社の現在の料金はある程度の適正料金を保っていると考えております。

**鈴木会長**

それで各業者も適正料金をとっていると見ざるを得ないということですか。

**清掃公社岡田理事長**

そう判断したいですが、するともしないともいえません。

**鈴木会長**

そうですか。立派です。ありがとうございました。

**伊藤会長代行**

今、お話しがありましたように料金はそれぞれの業者、当然清掃公社も含めて、自分で決められるということですね。

**清掃公社岡田理事長**

ただし清掃公社については、市の「総合調整と助成に関する条例」が制定されておりまして、運営面については、あるいは経営面で行き詰った場合には、市から助成を受けるというようなことが条例で定められておりますので、民間会社に比較しますと清掃公社だけは市の指導を格段に強く受けます。

**伊藤会長代行**

指導は受けるけど、料金は認可事項ではないということですね。

**清掃公社岡田理事長**

最終的には清掃公社の理事会で決めることです。

**伊藤会長代行**

ということは、経営が段々苦しくなりました。値上げしなくてはいけない。値上げした瞬間は経営がまた黒字になります。処遇も独自に決められて、市の基準よりも高くても構わない。この循環になる可能性がありますね。そういう意味では、「市に準ずる」規定を外す前に、最高でも市の基準にあるのであ

れば非常に分かりやすいですね。また、鈴木会長がおっしゃったように、なぜ「市に準ずる」規定を外したのかという精神を文章にされているという形でない、何か非常に矛盾している話に聞こえます。

#### 鈴木会長

浜松市の場合は、清掃公社の理事会でお決めになって市長がいいと言え、市議会の承認はただかなくてもいいわけですか。

#### 尾高環境部長

例えば清掃公社が料金を上げたいということで、理事会の中で値上げをしましょうという話になった場合には、私どもに出していただいて、市の環境審議会に諮問します。環境審議会で審議していただいた中で答申をいただき、それを今度は清掃公社にお伝えをし、清掃公社の理事会でそこを斟酌した上で決定していくというルールです。

#### 鈴木会長

だから、どうなっているんですか。理事会でお決めになって、市議会にはかけないのですか。

#### 尾高環境部長

はい。かけておりません。

#### 鈴木会長

かけていない。では理事会で決めるだけなのですか。

#### 尾高環境部長

議会への報告事項になろうかと思えます。議決事項ではありません。

#### 鈴木会長

報告事項だから議決とか承認をいただく必要がなくて一方的に報告すればいい。そうすると私、理事会って重要な役割を果たすと思うんです。飯田副市長、あなたが副理事長ですよ。本当にそういう判断をなさってやっていたらいいんですか。

#### 飯田副市長

市の準用規定については、私も清掃公社の理事会に出席するたびに、まず現在の給与について強く見直しをするよう言っております。そういった中で色々と交渉していく上で、この際「市に準ずる」規定は無いほうがいいということも聞き、将来的に厳しくなることを分かっていたため、もうこの言葉は削除すると聞いておりました。ただし、もちろん下げることが前提であると申し上げましたが、結果的に「市に準ずる」という言葉の削除について、順番を少し誤ってしまったのではないかと深く反省しております。



## 鈴木会長

給料を市のレベルまで下げたから、これから状況が悪化するから「市に準ずる」規定を外してもっと下げたいという主旨なら十分理解できる。だけど「市に準ずる」ということは上がってもいけない、下がってもいけないということではないでしょう。今まで準じていて上がっていたんでしょう。それを市の水準にもってくるということですから。準ずるということは99.99%でなければいけないとか、100%でなければいけないとか、101%ではいけないという問題ではないんだから。まず市のレベルまで持ってくるのが一番先決すべき問題で、それを努力中だという話。努力の結果が出てこないうちに外すなんていうのは市民の皆さんには分かりませんよ。

## 岡崎委員

一言だけいいですか。19年度の貸借対照表(資料P. 8)の流動資産のところ、流動資産(預金・未収金)が20億円あるんです。今、清掃公社は大変に高いお給料を払っているながら利益を出して、かつ20億円の現預金を持っています。この現預金がどのように運用されているかは分かりませんが、料金を理事会で決めていただけるなら、この20億円を一般市民の方たちに配分してください。こういうお金があると、やはりお給料の本当の痛さが分からないので、貯金があるものですからなかなかお給料の点でも余裕が出てきてしまうということではないでしょうか。今まで収められた料金がここに溜まりに溜まって20億円になったんですから、株式会社でいうと配当金があるわけですけど、財団法人は配当を出せませんから、料金を一時的に500円でも1,000円でも下げてください、この20億円を市民に還元するということではできないでしょうか。

## 清掃公社岡田理事長

確におっしゃいますとおり、正味財産としては16億円ほど所有しております。ただし先ほどから申し上げているとおり、減収に向かうことは明らかです。今後の減収に備えての車両の購入費、あるいは建物についても老朽化して問題点を抱えておりますので、今後にかかる費用は相当なものです。バキュームカーが潰れたら仕事ができませんので、バキュームカーも買わなくてははいけない。ダンプカーも買わなくてははいけない。そういった投資面で今後私は必要になってくると判断しておりますので、今おっしゃるように市に返還をするというような考えは持ってありません。

## 秋山委員

「市内許可業者の比較表」(資料P. 21)にはA社からG社までありますが、この名前は出せないのですか。あえて匿名にしてるんですか。

## 尾高環境部長

出せませす。計画に付しております。

## 秋山委員

そうするとA社とはどこですか。

尾高環境部長

清掃公社です。

秋山委員

ですよね。他のところは財団法人でも清掃公社でも何でもないわけですね。この、一区域に一業者を許可するというその許可は誰が出しているんですか。

尾高環境部長

市です。

秋山委員

市が出しているんですよね。どうしてそれぞれの区域が、旧12市町村でも7区の区割りでもなく、将来の区割りでもないのでしょうか。

尾高環境部長

これにつきましては合併前の許可をそのまま引き継いでおります。例えば三ヶ月ですと2つに分けております。

秋山委員

区域ごとの許可については議会では決めないんですか。

尾高環境部長

決めないです。

秋山委員

市当局が決められるわけですね。

尾高環境部長

はい。

秋山委員

分かりました。業者の許可の次の見直しはいつなんですか。

尾高環境部長

有効期間は2年ですので、それぞれです。

秋山委員

そのタイミングで清掃公社を許可しない可能性もあるわけですか。

## 尾高環境部長

可能性で言えば確かにおっしゃるとおりです。

## 秋山委員

ですよね。もうひとつ、財産が20億円あるわけです。19年度の正味財産の増加額が約2億円なんです。これはあくまで許可されているという権益の上に成り立っているわけですので、その権益について見直しをしない限りは、浜松市の財政はよくなるのではないかと思っております。

## 4 閉 会

### 鈴木会長

時間が延びてしまって大変恐縮です。特に市民の皆さん、お出かけいただいて一時間以上延びたということでご迷惑をお掛けしました。

いずれにいたしましても始めから終わりまで外郭団体の実態が明らかになってきたことによって、問題点も明らかになった。これは広く市民の皆さんに報告して、市民の判断をいただくということが非常に重要な問題だろうと思います。

今日論議しました問題についても、これで行革審として理解したとご理解をいただければ困る。まだまだ色々な問題点の解決を図っていく必要がある。そして行革審の提言も出してまいりたいと思いますので、ここでお話しなされたことが全部理解されたとはご理解をいただかないように、一層の精進をなさるようお願いをして終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。市民の皆さん遅くまでありがとうございました。

### 事務局長

大変お疲れさまでございました。一時間ばかり延びました。白熱した議論が戦わされたと思います。次回のお知らせですが11月24日の月曜日、勤労感謝の日の振替休日、午後1時半からです。午後ですので、時間をお間違えのないようにお願いします。このマイカホールで開催いたしますので、またぜひご聴講いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上により13:37閉会

議事録署名人